



Title	抗祖と法・裁判：雍正五年(一七二七)の《抗祖禁止条例》をめぐって
Author(s)	三木, 聡
Citation	北海道大學文學部紀要, 37(1), 113-200
Issue Date	1988-11-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33528
Type	bulletin (article)
File Information	37(1)_PR113-200.pdf



[Instructions for use](#)

抗租と法・裁判

——雍正五年（一七二七）の《抗租禁止条例》をめぐる——

三 木 聰

- 一、はじめに
- 二、《抗租禁止条例》の制定とその内容
 - (i) 制定過程
 - (ii) 条文内容
- 三、《抗租禁止条例》制定以前の抗租と裁判
 - (i) 福建の事例
 - (ii) 他地域の事例
 - (iii) 中央レベルの認識
- 四、《抗租禁止条例》制定以後の抗租禁圧
 - (i) 中央レベルの判決例
 - (ii) 地方レベルの禁令と抗租禁圧の実態
 - (iii) 《撤回條款》の成立
- 五、おわりに

一、はじめに

明末清初期の華中南農村社会では、抗租といわれる「佃戸」（小作農民）の「田主」（地主）に対する「佃租」（小作料）納入拒否闘争の風潮化現象が見られるが、それはまさに中国史における地主制（地主—佃戸関係）の発展—解体の重要な指標と看做さるべきものであった⁽¹⁾。では、こうした地主—佃戸関係の直接的な矛盾に対して、明清王朝国家権力はどうのように関わっていたのであろうか。当該時期の抗租研究における重要な課題のひとつであるといえよう⁽²⁾。

この課題との関連において、従来の研究が特に注目してきたのは、雍正五年（一七二七）に制定された次のような条例の存在についてであった。

凡そ不法な紳衿で、私ひそかに板棍ひたかを置き、擅ひたに佃戸を責めた者は、郷紳（の場合）は「違制律」に照らして議処ぎしょし、衿監・吏員（の場合）は衣頂・職銜を革去ひたして、杖八十とする。地方官が失察すれば、「吏」部に交まつて議処する。如し佃戸の婦女を占めて婢妾と為した者は、絞・監候とする。地方官で失察して徇縦し「た者」、および該管の上司で、掲参かつかを行なわなかった者は、俱に「吏」部に交まつて分別議処する。姦頑の佃戸で租課を拖欠し、田主を欺慢した者が有るに至いたっては、杖八十とし、所欠の租は、數に照らして田主に追給させる⁽³⁾。（雍正『大清律集解附例』卷二〇、刑律、鬪毆、威力制縛人、条例、「欽定例」。なお「」内は引用者の補足。以下、同）

従来の研究では、筆者自身をも含めて、(A)紳衿の佃戸に対する私刑の禁止と、(B)佃戸の地主に対する抗租の禁止とを主要内容とする当該条例（以下、『抗租禁止条例』と称する⁽⁴⁾）の成立が、明末以降の地主制の発展—解体の中で

ア・プリオリに画期的なものであるという認識を共有してきたといえよう。⁽⁵⁾ その一例として、清朝国家論との関連において重田徳氏は次のように指摘されている。《抗租禁止条例》の成立は一八世紀前半（雍正年間）における地丁銀制の成立と密接に関連するものであり、それ以後の清朝権力は地主的権力としての性格をもち、地主制における「経済外強制の装置」としての役割を果すようになる、と。⁽⁶⁾

しかしながら、《抗租禁止条例》の存在そのものを無前提に抽象化・理論化するのではなく、やはり、(1)当該条例がどのような現実の中から成立し、(2)その条文内容にどのような意味が込められていたのか、また(3)当該条例がひとつの法規範として現実にはどのように運用され、どれほどの現実性を有していたのか、という諸点について、具体的・実証的に問わねばならないであろう。

ところで、滋賀秀三氏を中心とする清代法制史研究が明らかにされているごとく、「戸婚田土の案」といわれる民事的案件は、行政の最末端レベル——州・県が判決を出し、刑罰（枷号・杖・笞）を執行し得る「州県自理の案」であり、そこでは厳密な擬律は必ずしも要求されておらず、原告—被告間の実質的な紛争の解決が志向されていたのである。⁽⁷⁾ そうであるならば、まさに「戸婚田土の案」に含まれるべき佃戸の佃租滞納（抗租・欠租）に対して、地主の告訴を前提とした州・県レベルの裁判および刑罰の執行の過程においても依拠すべき律・例が必ずしも存在しなくてもよいことになろう。すなわち、《抗租禁止条例》が画期的なものであり、当該条例の成立によって国家権力が地主制における「経済外強制の装置」として、抗租禁庄のために地主—佃戸関係に直接的に介入するようになる、という理解は、あまりにも一面的に過ぎるように思われる。

以下、本稿では、上述の(1)(2)(3)の課題に関し、特に《抗租禁止条例》の(B)条項に焦点をあてて検討することによ

て、当該条例制定の意義について考えることにしたい。それと同時に、(3)の課題との関連において、国家権力によって抗租に対するきわめて苛酷な禁圧が行なわれるという清末民国期の江南に典型的に見出される状況——租棧・追租局・押佃所等の諸機関の存在を媒介とした国家権力・地主階級の一体化による収租体制が確立し、国家権力によって抗租・欠租した佃戸に対する恣意的な刑罰が行使されていた⁽⁸⁾——が、どのような歴史的脈絡の中から現出してきたのか、という点について検討すること、換言すれば、清末以降の事態を現出せしめた論理を清末以前の国家権力の抗租への対応についての法制度史的考察を通じて探ること、これもまた本稿が意図するところである。

註

(1) 田中正俊「民変・抗租奴変」『世界の歴史』11(ゆらぐ中華帝国)、筑摩書房、一九六一年、参照。

(2) この課題に関しては、すでに濱島敦俊氏によって次のような多くの研究が発表されている。濱島敦俊「抗租闘争の再検討(一)——抗租と公権力——」同『明代江南農村社会の研究』東京大学出版会、一九八二年。同「明末東南沿海諸省の牢獄」(一九八二年)『西嶋定生博士還暦記念東アジア史における国家と農民』山川出版社、一九八四年。同「明清時代、中国の地方監獄——初歩的考察——」『法制史研究』三三、一九八三年。同「明清時代の地主佃戸関係と法制」菊池英夫編『変革期アジアの法と経済』昭和五八—六〇年度科学研究費(一般研究A)研究成果報告書、一九八六年。同「主佃

之分」小考』『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房、一九八六年。筆者もまた、すでに「清代前期福建の抗租と国家権力」『史学雑誌』九一編八号、一九八二年(以下「前稿A」と称する)、および「清代の福建における抗租の展開」『北海道大学文学部紀要』三四卷一号、一九八五年(「前稿B」と称する)において福建地域の状況に即した若干の分析を行った。

(3) 「原文」凡不法紳衿、私置板棍、擅責佃戸者、郷紳照違制律議処、衿監・吏員、革去衣頂・職銜、杖八十。地方官失察、交部議処。如將佃戸婦女、占為婢妾者、絞・監候。地方官失察徇縱、及該管上司不行揭參者、俱交部分別議処。至有姦頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、杖八十、所欠之租、照數追給田主。

(4) 後述のごとく、行論では主に当該条例の(B)条項に焦点をあてており、差し当たって《抗租禁止条例》と称する所以である。

(5) 《抗租禁止条例》に論及するものとして、次のような諸研究がある。仁井田陞「中国社会の『封建』とフューダリズム」(一九五一年)同「中国法制史研究」へ奴隸農奴法・家族村落法」、東京大学出版会、一九六二年。同「中国の農奴・雇傭人の法的身分の形成と変質——主僕の分について——」(一九五六年)同前。景甦・羅崑「清代山東經營地主底社会性質」山東人民出版社(濟南)、一九五九年。李文治「論清代前期的土地占有關係」『歴史研究』一九六三年五期。同「明清時代の封建土地所有制」『経済研究』一九六三年九期。魏金玉「明清時代佃農的農奴身分」『歴史研究』一九六三年五期。重田徳「清朝農民支配の歴史的特質——地丁銀成立のいみずるもの——」(一九六七年)同「清代社会経済史研究」岩波書店、一九七五年。小島晋治「農民と革命」『中国文化叢書』8《文化史》、大修館書店、一九六八年。近藤秀樹「清朝権力の性格——中国における絶対王制——」岩波講座「世界歴史」12《中世6》、岩波書店、一九七一年。重田徳「郷紳支配の成立と構造」(一九七一年)前掲「清代社会経済史研究」。宮崎一市「清代初期の租税減免について——清代財政の一齣(一)——」『釧路論集』九号、一九七七年。経君健「論清代

北大文学部紀要

社会的等級結構」『中国社会科学院経済研究所集刊』三集、一九八一年。三木「前稿A」。馮爾康「清代地主階級述論」南开大学歴史系中国古代史教研室編「中国古代地主階級研究論集」南开大学出版社(天津)、一九八四年。三木「前稿B」。奥崎裕司「中国の専制主義と民衆——明・清兩朝を中心に——」『東アジア世界史探求』汲古書院、一九八六年。濱島敦俊、前掲「明清時代の地主佃戸關係と法制」。同、前掲「主佃之分」小考。周遠廉・謝肇華「清代租佃制研究」遼寧人民出版社(瀋陽)、一九八六年。戎笙「清代社会各階級処理主佃矛盾对策」『清史論叢』七輯、一九八六年、等。

また、経君健氏は一九八三年一〇月、中国昆明市で開催された第一回中国封建地主階級研究學術討論会において「試論雍正五年佃戸条例——清代民田主佃關係政策的探討之一——」と題する報告を行なわれており、その報告は『平準』二期に掲載の予定である。筆者は森正夫氏の御好意により当該討論会に提出された経氏のレジヌメ(部分的なもの)を入手することができた。森氏に感謝の意を表する次第である。

(6) 重田徳、前掲「清朝農民支配の歴史的特質」一一二——一三頁。また、同、前掲「郷紳支配の成立と構造」一九九頁、参照。

(7) 滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて——」(一九六〇年)同「清代中国の

抗租と法・裁判

法と裁判』創文社、一九八四年。同「判決の確定力觀念の不在——とくに民事裁判の実態——」(一九七四・一九七五年)同前。同「民事的法源の概括的検討——情・理・法——」(一九八一年)同前。小口彦太「中国の法と裁判」『中世史講座』4〈中世の法と権力〉、学生社、一九八五年。

(8) 天野元之助「蘇州の小作制度」(一九三六年)同『支那農村雜記』生活社、一九四二年。同「解放前の華中農業とその生産關係」(一九七七年)同『中国農業の地域的展開』龍溪書舎、一九七九年。村松祐次『近代江南の租棧——中国地主

二、《抗租禁止条例》の制定とその内容

(i) 制定過程

《抗租禁止条例》の制定過程については、『清世宗実録』にきわめてコンパクトな記載が存在するが、近年、経君健氏によって檔案資料を利用した詳細な研究が発表された。⁽²⁾ 本節では、行論の必要から、経氏の研究を参照しつつ、最近寓目した『雍正上諭』の記載によって当該条例の制定過程をトレースしておきたい。

東京大学東洋文化研究所所蔵の『雍正上諭』は、雍正年間に両広総督孔毓珣によって刊行されたものである。⁽³⁾ 同書、六年、に所収された「一件、特參私刑・索詐・縦僕・阻耕之拳人、以肅功令事」の記事は、『抗租禁止条例』の制定

制度の研究——』東京大学出版会、一九七〇年(所収論文の原発表年は一九六三—一九六六年)。小島淑男「辛亥革命前後における蘇州府の農村社会と農民闘争」東京教育大学中国近代史研究会編『近代中国農村社会史研究』大安、一九六七。同「一九一〇年代における江南の農村社会」『東洋史研究』三三卷四号、一九七四年。同「地主制と農民層分解——辛亥革命期江南を中心として——」講座『中国近現代史』3〈辛亥革命〉、東京大学出版会、一九七八年、等、参照。

に關するものであり、きわめて具体的な情報を我々に提供してくれる。以下、その全文を紹介することにしたい。

① 雍正六年正月二十八日、刑部の咨〔文〕を准けるに、広東清吏司の案呈によれば〔次のようにある〕。

② 河南總督田文鏡は、雍正五年七月二十九日に前事を題〔本で上奏〕した。

③ 八月十八日、旨を奉じたところ、これが参^まりしている所の王式渙については、舉人〔の身分〕を革去^{かくた}させる。其の勢〔力〕に倚^よつて民を虐〔待〕した等の情、及び〔題〕本内に名の有る人犯については、〔当〕該〔總〕督が一併^あせて敵しく審べ、〔如何なる法〕罪を適用するかを〕究擬して具奏せよ。その餘についても議奏することを着^あず。該部は知道せよ、とあつた。欽此欽遵。

④ 雍正五年八月十九日に於いて、〔上諭は〕抄出されて〔刑〕部に到つた。

⑤ 經^すに吏部は臣部〔刑部〕と会同して、王式渙の勢〔力〕に倚^よつて民を虐〔待〕した等の情については、〔當〕該〔總〕督に行文し、敵しく審べて〔如何なる法〕罪を適用するかを〕究擬させるのを除く外、嗣後^よ、如し不法な紳衿で、仍前^いとして私に板棍を置き、擅に佃戸を責めるものが有り、地方官の詳報・題参を經たならば、郷紳は「違制律」に照らして議処し、衿監・吏員は、衣頂・職銜を革去して、「威力で人を制縛し〔た者〕、及び私家において拷打した者は、有傷・無傷を問わず、並て杖八十とする律」に照らして治罪する。地方官が覺察するのを失い、上司が訪出して題参したならば、「狗庇例」に照らして処分する。如し佃戸の婦女を估めて婢妾と爲した者がいたならば、俱^まて職銜・衣頂を革去し、「豪勢の人で、良家の妻女を強奪し、估めて妻妾と爲した者は、絞・監候とする律」に照らして治罪する。地方官で査察することが能^たず、肆虐を狗縱した者は、「溺職例」に照らして革職とする。該管の上司が、揭参を行なわなければ、「劣員を掲^たしない〔場合の〕例」に照らして議処す

る、等因を具題した。

⑥旨を奉じたところ、この〔題〕本内では、但だ田主が佃戸を苛虐するという罪を〔提〕議しているのみである。倘しも奸頑の佃戸で、租課を拖欠し、田主を欺慢する者が有るならば、亦た当に議及すべきである。「そうすれば」則ち立法も方めて其の平を得るであろう。再議して具奏することを着ず、とあつた。欽此。

⑦查べたところ、紳衿で私に板棍を置き、擅に佃戸を責め、佃戸の婦女を姦淫し、估めて婢妾と為した者は、固より宜しく懲治すべきである。而るに奸頑の佃戸で、租課を拖欠し、田主を欺慢する者について、若し擬罪しなれば、実に法として未だ平のとれない所となる。嗣後、奸頑の佃戸で、租課を拖欠し、田主を欺慢する者が有たならば、応に「不応重律」に照らして、杖八十・折責三十板とし、所欠の租は、數に照らして田主に追給させるべきである。此の如くしたならば、則ち田主は「佃戸を」苛虐するに至らず、奸佃も亦た懲儆の有ることを知り、庶と法に於いて其の平を得ることになるであろう。命の下る日も俟って、直隸・各省に通行して、一体で遵行させるようにする、等因を、雍正五年十一月二十七日に於いて題〔本で上奏〕した。

⑧十二月初五日、旨を奉じたところ、「提」議の依りにせよ、とあつた。欽此。

⑨相応に「關係部局に」移〔文〕・咨〔文〕によって前去し、欽遵んで查照して施行すべきである、と。

この記載によって、『抗租禁止条例』の制定過程をまとめるならば、次のようになるであろう（なお、『雍正上諭』の記事で日付の欠如しているものは、経君健氏の研究によって補うこととする）。

(1) 雍正五年七月二十九日（当該史料の②、以下、同）

河南總督田文鏡の上奏がなされる。内容は、拳人王式渙等の不法行為を摘発し、彼らを弾劾したものである。

(2) 同年八月十八日 (③)

雍正帝の上諭が出される。雍正帝は、王式渙については拳人身分を剥奪すること、他の人犯については当該総督が再調査を行なうこと、および当該事件を吏部と刑部とに通知することを命じた。

(3) 同年八月十九日 (④)

雍正帝の上諭が刑部——および吏部——に至る。

(4) 同年九月十九日 (⑤)

吏部・刑部は合同で答申を行なう。その内容は、不法な紳衿による佃戸の私刑に対して、郷紳は「違制律[?]」を適用し、衿監・吏員は衣頂・職銜を剥奪すると共に「威力制縛人律」を適用して処罰を行なうこと、等々を提議したものである。

(5) 同年九月二十二日 (⑥)

吏部・刑部の答申に対して、雍正帝の上諭が出される。雍正帝は吏部・刑部の提議内容を不十分なものとして却下し、両部に再度の答申を命じたが、同時に、立法におけるバランス(「平」)の必要性を強調し、田主の佃戸虐待の罪と共に頑佃の抗租の罪について明確に示唆した。

(6) 同年十一月二十七日 (⑦)

吏部・刑部は再度答申を行なう。紳衿による佃戸の私刑に対する罪と共に、頑佃の抗租に対しては「不応重律」を適用して処罰し、それによって法としてのバランスを得ること、および皇帝の裁可を得た後、これらの内容を直隸・各省に「通行⁸⁾」し、法として遵行すべきことを提議した。

(7) 同年一二月五日 (8)

雍正帝の上諭が出され、吏部・刑部の答申は裁可された。

(8) 雍正六年正月 (9)(1)

当該条例の内容が直隸・各省に通知される。二八日、両広総督孔毓珣は刑部の咨文を受領した。

以上のように、《抗租禁止条例》は雍正五年(一七二七)七月二九日の田文鏡の上奏を出発点とし、一二月五日の雍正帝の裁可によって最終的に法Ⅱ条例として成立した。そして、翌年一月、全国的に公布されたのである。⁽⁹⁾

以上の《抗租禁止条例》の制定過程において、まず注目しなければならない事実は、最初の田文鏡の上奏が(1)「举人王式渙等の不法行為という特定の事件を前提としてなされていることである。経君健氏が紹介された『吏垣史書』「署吏部左侍郎查郎阿題本」(九月一九日付)所引の田文鏡の上奏の一部では、「豫省の紳衿」による一般的状況が述べられているだけであった。⁽¹⁰⁾この『雍正上諭』の記載によつてはじめて、举人王式渙等による不法行為という特定の事件の存在を知り得たのである。これが第一の点である。但し、この事件の詳細については現時点では明らかにし得ない。

第二に注目しなければならない点は、田文鏡の上奏および雍正帝の上諭(2)を承けた吏部・刑部による最初の答申(3)では、単に紳衿の佃戸に対する私刑等についての処分(A)が提起されたのみであり、頑佃の抗租については全く言及されていなかったにも拘らず、雍正帝の上諭(5)においてはじめて抗租の罪が示唆されたことである。第三の点は、紳衿の佃戸に対する私刑、具体的には举人王式渙等の不法行為という特定の事案の処理を前提として法Ⅱ条例を制定するに当たり、法としてのバランスが重視され、紳衿の佃戸に対する私刑の罪(A)と均衡を取るべく頑

佃の抗租の罪(B)が条文に明記されたことである。特に、第二・第三の点を敷衍するならば、《抗租禁止条例》の抗租禁止に関する条項(B)は、法Ⅱ条例そのものにおけるバランスの必要上から特に皇帝の上諭によって附加されたものであり、立法過程それ自体の中から現出したきわめて技術的色彩の濃いものであったと看做すことができよう。

この点に関連して、吏部の官僚もまた、当初、抗租の禁止を立法化する必要性を全く認めていなかったことは注目に値するものであろう。すなわち、上述の「署吏部侍郎查郎阿題本」には、

佃戸は本もと貧民が地を賃りて耕種しているので係り、原より奴隸ではない。縦え租課を拖欠したとしても、亦た宜しく地方官に呈稟し、「地方官が」究追すべきである。「それなのに」何して紳衿であることに倚恃して、私に板棍を置き、任意に「佃戸を」撲責して得いであろうか。(傍点—引用者。以下、同)

と明確に書かれているのである。頑佃の抗租については改めて立法化するまでもなく、各地方官が地主の告訴を受けて処罰すべきものであるという認識は、中央政府の官僚の中にも存在していたのである。

以上、《抗租禁止条例》の制定過程より見るならば、紳衿の佃戸に対する私刑の禁止(A)については、田文鏡の上奏——地方における社会的要請——から一貫して条例制定の必要性が主張されていたのに対して、抗租の禁止(B)については、当該条例に法としてのバランスを附与すべく、その立法の過程で現出したものであった。すなわち、《抗租禁止条例》の抗租禁止条項が雍正五年(一七二七)という年に制定されねばならない必然性はなかったといえよう。⁽¹²⁾

(ii) 条文内容

本節では、《抗租禁止条例》の中の、紳衿の佃戸に対する私刑の禁止(A)および頑佃による抗租の禁止(B)の

二つの条項について若干の分析を加えることにしたい。

まず、(A)の条文内容について、第一に、当該条項に見える紳衿の私刑を田主一般のそれに等置し得るのであろうか。換言すれば、それは「不法な紳衿で、私に板棍を置き、擅に佃戸を責めた者」という条文を紳衿地主以外の地主——庶民地主・非身分性地主といわれるもの——の場合にも適用できるのか、という問題である。⁽¹³⁾

こうした問題が生じた所以は、当該条例の制定過程からも明らかなく、吏部・刑部によって提議された紳衿の私刑という命題が雍正帝の上諭では「田主が佃戸を苛虐する罪」に読み替えられているからである。さらに、乾隆年間に編纂された『皇朝文献通考』巻一九七、刑考三、刑制、雍正五年、の項にも、

田主が佃戸を苛虐すること、及び佃戸が田主を欺慢することについての例を定める。⁽¹⁴⁾

とあって、この後に実録の当該記事とほぼ同文のものが記載されているのである。雍正帝による「紳衿」から「田主」への読み替えが、まさにそのまま踏襲されているのである。(A)の条項が田主一般の私刑に関するものであるという認識は、当時、一般的なものとなっていたのではなからうか。

清末の著名な法学者であり、刑部尚書にまで就任した薛允升は『説例存疑』巻三五、刑律、鬪毆上、威力制縛人、の《抗租禁止条例》に関する按語において、次のように述べている。

謹んで按^いべてみるに、佃戸の名は律には見えない。惟だ「勢豪の人が佃客を役使して轎を抬^かがせる」というのが、「兵律の」郵駅門に見えるだけである。是れは雇工人の外に、又た一つの名目が多いことになる。この「条例」は、重「点」が「私に板棍を置き、擅に責める」というところに在るのであり、故に其の罪を厳しくしているのである。若し「主佃間で」口角を「原」因として殴傷したならば、如何に科断するのか、並^{また}く議及していな

い。即ちこの例文に就いて論じてみよう。「他物で人を殴った」ならば、「刑律、鬪毆、鬪毆の条によって」罪は止だ筈に擬せられるのみであり、「私家で拷打・監禁した」としても、亦た止だ杖八十のみである。佃戸は究めるならば平民とは同じではないのであり、「擅に責め」て即ち滿杖に欺せられるのは、太だ重はない嫌いがあるように似おそわれる。究竟けつぎょうのところ、佃戸と田主とは、是れ平人を以て論ずるのか否か、何以どうして並く叙明していないのである16か。

まさしく薛允升でさえも当該条例を「佃戸と田主と」の問題と認識していたのである。允升は、当該条例の重点が(A)に置かれていることを正しく指摘しながらも、地主と佃戸との間には「主佃の分」という、ある種の身分的差等が存在しており、それにも拘らず、地主が佃戸に対して「擅に責め」た場合に杖一〇〇の刑に処せられるのは「太だ重はない嫌いがある」と述べているのである。

雍正帝や薛允升のように、(A)の条項の紳衿の私刑を地主一般のそれとして読み替えることは果して可能なのであるか。乾隆五年(一七四〇)における《抗租禁止条例》の改訂は、この疑問に対して貴重な手掛かりを与えてくれる。まず、改訂後の(A)・(B)両条項を提示しておきたい。乾隆『大清律例』卷二七、刑律、鬪毆上、威力制縛人、所収の当該条例は、次のごとくである。

凡そ地方の郷紳で、私に板棍を置き、擅に佃戸を責めた者は、「違制律」に照らして議処する。衿監は衣頂を革去して、杖八十とするが、例に照らしてその收贖を准す。……奸頑の佃戸で、租課を拖欠し、田主を欺慢した者が有るに至いては、杖八十とし、所欠の租は、數に照らして田主に追給させる17。

乾隆三七—三九年(一七七二—七四)に刑部右侍郎として在任した、吳壇18の『大清律例通考』卷二七、刑律、鬪毆

上、威力制縛人、所収の当該条例の按語は、乾隆五年（一七四〇）の改訂に關して次のように叙述している。

謹んで按べてみるに、此の条は雍正五年十二月の原例に仍^よつて改定したもので係る。查べたところ、原例内には「……」と開^かかれてゐる。乾隆五年、「律例」館は名例「律」に以^ついて修「改」し、拳・監・生員等は、行止に虧の有るものを除いて、其餘については俱^すて折贖を准すことにした。今「紳衿で私に板棍を置き、擅に佃戸を責めたものは、官員「の場合」は『違制律』に照らして議処する」とあるのは、誠に允当で為る。惟だ生監について衣頂を革去し、仍^まに杖八十の的決にするのは、過重に属すると似^おわれる。查べたところ、律には「威力を以て人を制縛し、私家において拷打した者は、杖八十とする」とある。佃戸は奴僕と同じではないと雖も、而も既に主佃の分が有るからには、亦た平人とは間が有るのである。応に例に照らして其の折贖を准すべきであると似^おわれる。応に「例に照らして其の收贖を准す」という字様を増入すべきである。⁽¹⁹⁾

薛允升の見解とは対照的に、吳壇は、郷紳が皇帝支配の一翼を担うべき「官員」であるがゆゑに、彼らに対する「違制律」——皇帝の命に違反した場合に適用される——適用による処分＝杖一〇〇を妥当なものであると述べているのである。

また、吳壇の按語からも窺えるごとく、乾隆五年（一七四〇）の改訂過程において、最終的に確定した前掲の改訂条文のほかに、いまひとつの改訂条文が存在していた。道光二七年（一八四七）刊の黄恩彤『大清律例按語』卷五八、乾隆朝（乾隆五年）、刑律、鬪毆、威力制縛人、には、『抗租禁止条例』の「修改」として、次のような条文が所収されている。ここでは、(A)の条項のみを提示することにした。

凡そ不法な紳衿で、私に板棍を置き、擅に佃戸を責めた者は、官員「の場合」は、「違制律」に照らして、議処し、

餘罪は收贖とする。衿監は衣頂を革去して、杖八十とするが、亦た例に照らして其の收贖を准す。²⁰⁾

《抗租禁止条例》の「原例」に見える「郷紳」という語句が「官員」に改訂されているごとく、郷紳地主の佃戸に対する私刑は、条例制定の当初から、単なる地主としての処罰ではなく、まさしく郷紳¹⁾「官員」としての処分が志向されていたのである。従って、「官員」とは看做されない「衿監」よりも、刑量の面で重くなるのは当然であった。

他方、「衿監」の佃戸に対する私刑の場合は、当初、身分の剥奪のほかに杖八〇という体刑が規定されていたが、この刑罰の適用はまさしく「威力制縛人律」本条によるものであった(『雍正上諭』²⁾⑤)。但し、乾隆五年(一七四〇)の名例律の修改によって「拳・監・生員等」の「折贖」が認められたことに伴い、当該条例でも「衿監」については「收贖」が認められたのである。なお、この点に関して、具壇は「衿監」に対して杖八〇の体刑を科すことを「過重」とし、「收贖」適用の妥当性を主張するために地主—佃戸関係における「主佃の分」の論理を援用したのであった。²²⁾すなわち、庶民地主の場合でも地主と佃戸との関係は「平人」対「平人」の関係ではなく、佃戸は一段低い地位に置かれるのであり、まして「衿監」地主の場合、地主—佃戸間の身分差は相対的に大きくなるのであるから「衿監」地主に「收贖」を認めることは当然である、という論理であろう。

以上のように、《抗租禁止条例》の(A)条項の内容は、まさしく紳衿の私刑に限定されるべきものであり、地主一般の問題に敷衍し得るものではなかった。それでは、紳衿地主以外の地主、すなわち庶民地主の場合、佃戸に対する私刑はどのように処断されたのであろうか。これが(A)の条文内容に関する第二の問題である。

康熙五四年(一七一五)刊の沈之奇『大清律輯註』卷二〇、刑律、鬪毆上、威力制縛人、の律文の總註は、次のように書かれている。

国家が官を設けたのは、法を執（「行」）して民を治める所以である。凡そ民に事理を争論することが有れば、並て須らく官に告えるべきであり、曲直・是非については、一えに官司の裁決を聴しているのである。若し其の威勢・力量に恃んで、以て人を制服することが足ざるならば、官司に告えないで、人を網縛し、及び網縛しないと雖も、人を拏えて私家に至り、或いは拷打して其の毒を肆にし、或いは監禁して其れが出るのを容さない。人を網縛し、人を拷打し、人を監禁すること、「この」三者は皆な官法の事なのである。而して豪強が威力を以て擅に之れを行なうならば、故に有傷・無傷を問わず、並て杖八十とするのである。⁽²³⁾

沈之奇によれば、他人を「網縛」「拷打」「監禁」する行為はすべて「官法の事」とされており、本来、私刑という行為に対しては、その対象が佃戸であるか否かに拘らず、すべて「威力制縛人律」によって処断されるべきものであつた。⁽²⁴⁾従つて、「私に板楯を置き、擅に佃戸を責めた」庶民地主の場合、必然的に当該律それ自体が適用されたものと思われる。

すなわち、地主の佃戸に対する私刑という不法行為は、本来的には「威力制縛人律」によって処罰されるべきものであつたが、それに対して《抗租禁止条例》の(A)条項は、紳衿地主という特定の地主層にのみ適用されるものとして出現したのであり、まさしく「威力制縛人律」を補完するためのものであつたといえよう。

次に、《抗租禁止条例》の(B)条項について、何ゆえ頑佃の抗租に対して杖八〇という刑罰が規定されたのであるか。

その理由としては、第一に、《抗租禁止条例》が具体的な事案の処置を立法化したものであり、かつ、法としてのバランスが最優先された点を考えるとき、抗租に対する杖八〇という刑罰規定は、まさに衿監の私刑に対する刑罰

杖八〇——同時に、庶民地主の私刑に対して「威力制縛人律」を適用した場合の刑罰——とのバランスが図られたものと看做すべきであろう。雍正『大清会典』卷一七六、刑部二八、律例二七、刑律一、鬪毆一、威力制縛人、罪名、杖八〇、の項には、上述の三者を併記して、

威力で人を制縛し、私家で拷打・監禁した者。

不法の衿監・吏員で、私に板棍を置き、擅に佃戸を責めた者。

奸頑の佃戸で、租課を拖欠し、田主を欺慢した者。⁽²⁵⁾

と書かれている。かつて、魏金玉・経君健両氏は、抗租に対する刑量が債務不履行に対するもの——最も重い場合でも杖六〇——よりも重いことを理由に、国家権力による抗租の処理がきわめて特別なものであり、また、抗租の処罰が地主の私刑に対する処罰よりも実質的に重いものであることを指摘された⁽²⁶⁾。しかしながら、上述のごとく、杖八〇という刑罰は立法上の技術的側面に関連して定められたものであって、刑罰の軽重の単純な比較によって両氏のごとく理解することはできないであろう。

第二に、『抗租禁止条例』の制定過程（『雍正上諭』⑦）によって明らかのごとく、頑佃の抗租に対する杖八〇という刑罰はいわゆる「不応重律」の適用によって規定されたものであった。⁽²⁷⁾ このことは、一面において、まさしく当時の州・県レベルにおける抗租取締の現実がある程度は反映していたのではなからうか。

間接的にはあるが、この点を窺わせるものとして、すでに濱島敦俊氏が紹介されているごとく、⁽²⁸⁾ 明末の万曆一〇年代における裁判の風潮として、「問官」が的確な擬律を行わず、安易に「不合」として「不応重律」を適用していることを、山西按察使時代の呂坤は述べていた。⁽²⁹⁾ また、姚思仁『大明律附例註解』卷二六、刑律、雜犯、不応為、

の総註にも、

万曆十五年十二月二十日、題奉欽依するに、以後、一応の罪犯を問擬する〔場合〕に、律に正条が有る者は、律に依つて科断し、一概に通て「不応」と擬しては得ない。律に正条が無く、「〔当〕該の〔記〕載が〔意を〕尽くしていない者は、「不応為」条に照依して、事理の輕重を分別し、笞・杖に論擬するのであり、亦た一概に重きに従い、律意を消すように致しては得ない、と。⁽³⁰⁾

と記述されており、何かの案件が有ればそれに「不応律」——特に「不応重律」——を適用するという状況が一般化していたといえよう。万曆一五年（一五八七）のこの上論はまさにそうした風潮を戒めるためのものであった。

《抗租禁止条例》の抗租に対する「不応重律」適用という規定は、明末以来の「不応重律」適用の拡大という状況、すなわち抗租した佃戸に対しても「不応重律」を適用して処罰するという現実——それは官による懲戒としての輕微な処分という側面をも有していた⁽³¹⁾——を背景として、それと何らかの関連性をもって出現したものであると思われる。

註

(1) 『清世宗実録』卷六一、雍正五年九月戊寅（二五日）、

吏部等衙門議覆、河南總督田文鏡疏稱、豫省紳衿、苛虐佃戸、請定例嚴行禁止。嗣後不法紳衿、如有苛虐佃戸者、地方官詳報題參、鄉紳照違制例議処、衿監・吏員、革去職銜。得旨、凡立法務得其平。本内但議佃主苛虐佃戸之非。

儻有姦頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、何以竝不議及。著

再議具奏。尋議、嗣後姦頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、請照不応重律論杖、所欠之租、勒追給主。直省一体遵行。從之。

(2) 經君健、前掲「論清代社会的等級結構」。特に四五—四六頁で詳述されている。

(3) 『雍正上諭』の末尾には「兵部尚書兼都察院右副都御史總督廣東等處地方軍務兼理糧餉加九級臣孔毓珣敬刊」と書かれ

ており、また、同書の書根には「孔制台上論」と抄写されている。

- (4)〔原文〕①雍正六年正月二十八日、准刑部咨、広東清吏司案呈。②河南総督田文鏡、於雍正五年七月二十九日、題前事。③八月十八日、奉旨、這所參王式渙、着革去舉人。其倚勢虐民等情、及本內有名人犯、該督一併嚴審、究擬具奏。餘着議奏。該部知道。欽此欽遵。④於雍正五年八月十九日、抄出到部。⑤經吏部会同臣部、除王式渙倚勢虐民等情、行文該督、嚴審究擬外、嗣後如有不法紳衿、仍前私置板棍、擅責佃戶、經地方官詳報題參、鄉紳照違制律議處、衿監・吏員、革去衣頂・職銜、照威力制縛人、及於私家拷打者、不問有傷・無傷、並杖八十律治罪。地方官失於覺察、經上司訪出題參、照狗庇例處分。如將佃戶婦女、估為婢妾者、俱革去職銜・衣頂、照豪勢之人、強奪良家妻女、估為妻妾者、絞・監候律治罪。地方官不能查察、狗紳肆虐者、照溺職例革職。該管上司、不行揭參、照不揭劣員例議處、等因具題。⑥奉旨、這本內、但議田主苛虐佃戶之罪。倘有奸頑佃戶、拖欠租課、欺慢田主者、亦當議及。則立法方得其平。着再議具奏。欽此。⑦查、紳衿私置板棍、擅責佃戶、姦淫佃戶婦女、估為婢妾者、固宜懲治。而奸頑之佃戶、拖欠租課、欺慢田主者、若不擬罪、寔法所未平。嗣後有奸頑佃戶、拖欠租課、欺慢田主者、應照不應重律、杖八

十・折責三十板、所欠之租、照數追給田主。如此、則田主不至苛虐、而奸佃亦知有懲儆、庶於法得其平矣。俟命下之日、通行直隸・各省、一体遵行、等因、於雍正五年十一月二十七日題。⑧十二月初五日、奉旨、依議。欽此。⑨相応移咨前去、欽遵查照施行。

(5) 経君健、前掲「論清代社会的等級結構」。

(6) 田文鏡は同年七月一日の雍正帝の特旨によって河南総督を授けられたが、文鏡自身は七月一三日に吏部の咨文を受領した(田文鏡『総督西河宣化録』巻一、奏疏、「恭謝天恩事」雍正五年七月)。また、馮爾康『雍正伝』人民出版社(北京)、一九八五年、二一四頁、参照。

(7) 「違制律」とは、吏律、公式、制書有違(吳壇『大清律例通考』巻七、吏律、公式、制書有違)の

凡奉制書、有所施行、而(故)違(不行)者、杖一〇〇。

(八) 内は小註の記載である。以下、同) という条文を指す。以下、律・例の条文を引用する場合は、吳壇『大清律例通考』(以下、『通考』と略称)によって巻数等を提示し、かつ条例についてはその記載順序に従って第何条例というように記す。

(8) 「通行」の段階ですでに法としての効力を有する点については、滋賀秀三「清朝の法制」坂野正高・田中正俊・衛藤瀧吉編『近代中国研究入門』東京大学出版会、一九七四年、二

抗租と法・裁判

九二頁、参照。

(9) 以上のように、《抗租禁止条例》が雍正五年（一七二七）に制定されたことは事実として明らかである。但し、かつて重田徳氏は光緒『大清会典事例』巻八〇九、刑部、刑事、關毆、威力制縛人、の当該条例の按語に依拠して雍正三年（一七二五）制定説を主張された（前掲「清朝農民支配の歴史的特質」一一三頁）。また、近年、馮爾康氏は①雍正五年（一七二七）には雍正帝によって法制定の指示が出されたに止まり、②雍正十二年（一七三四）に至って当該条例が制定された、という新たな見解を表明された（前掲「清代地主階級述論」二八八—二八九頁）。特に、馮氏の見解は、①については後述の註（14）に提示した『皇朝文獻通考』卷一九七、刑考三、刑制、雍正五年、の記載に基づき、②については光緒『大清会典事例』巻一〇〇、吏部、処分例、擅責佃戸、の記載に依拠するものであったが、①については『皇朝文獻通考』に「定……例」と明確に書かれており、従って、馮氏の解釈上の誤りであることは明白である。②については、確かに光緒『会典事例』がそのまま踏襲した乾隆『大清会典則例』巻一五、吏部、考功清吏司、田宅、擅責佃戸、に、

一、擅責佃戸。雍正十二年議準、凡不法紳衿、私置板棍、擅責佃戸、勘実、郷紳照違制律議処、衿監・吏員、革去衣頂・職銜、照律治罪。地方官容隠不行察究、經上司訪出題

參、照徇庇例处分。失覺察者、照不行察出例、罰俸一年。如將佃戸婦女、占為婢妾者、皆革去衣頂・職銜、按律治罪。地方官徇縱肆虐者、照溺職例革職。不能詳察者、照不行察出例、罰俸一年。該官上司、徇縱不行揭參、照不揭報劣員例議処。至有姦頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、照例責治、所欠之租、照數追給田主。

とあり、あたかも馮氏の見解のごとく、当該条例の雍正十二年（一七三四）制定という解釈が成り立つ余地があるように思われる。しかしながら、乾隆『会典則例』が吏部、考功清吏司、の項に、光緒『会典事例』——および嘉慶『会典事例』——が吏部、処分例、の項に記載しているごとく、この記事が直接的に問題としているのは官僚の功過・処分に関してであり、従って、紳衿の私刑(A)および頑佃の抗租(B)については「雍正十二年議準」とは全く無関係であると考えるべきであろう。本文——で提示した雍正五年（一七二七）段階の《抗租禁止条例》の条文——原文は——註(3)に提示——と比較するとき、この乾隆『会典則例』の記事では傍点部分が新たに加えられているのであり、この地方官の処置に対する功過・処分についての改訂がまさに雍正十二年（一七三四）の「議準」によって行なわれたと解釈すべきである。この点に関して、雍正三年（一七二五）に編纂が開始された『吏部処分則例』巻一七、戸例、田宅、私置板棍擅責佃戸、

の記載が、

凡不法紳衿、私置板棍、擅責佃戸者、郷紳照違制律議処、衿監・吏員、革去衣頂・職銜、照律治罪。地方官失於覺察、經上司訪出題參、照狗庇例処分。如將佃戸婦女、估為婢妾者、俱革去衣頂・職銜、照律治罪。地方官不能查察、狗縱肆虐者、照溺職例革職。該管上司、不行揭參、照不揭劣員例議処。至有奸頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、照律責治、所欠之租、照數追給田主。

となつており、雍正五年（一七二七）段階の《抗租禁止条例》とほぼ同文であるのに対して、乾隆七年（一七四二）に編纂が開始された『吏部処分則例』卷一七、戸例、田宅、私置板棍擅責佃戸、では、

凡不法紳衿、私置板棍、擅責佃戸、郷紳照違制律議処、衿監・吏員、革去衣頂・職銜、照律治罪。地方官容隱、不行查究、經上司訪出題參、照狗庇例処分。失覺察者、照不行查出例、罰俸一年。如將佃戸婦女、估為婢妾者、俱革去衣頂・職銜、照律治罪。地方官狗縱肆虐者、照溺職例革職。不能查察者、照不行查出例、罰俸一年。該管上司、狗縱不行揭參、照不揭報劣員例議処。至有奸頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、照律責治、所欠之租、照數追給田主。

という記載となつており、まさに「失覺察者、照不行查出例、罰俸一年」および「不能查察者、照不行查出例、罰俸一

年」という乾隆『會典則例』の傍点部分に相当する記述が加えられているのである。以上のように馮氏の見解は①②共に成り立たないものであるといえよう。

なお《抗租禁止条例》が雍正六年（一七二八）に公布された点は、すでに魏金玉氏によって指摘されている（前掲「明清時代佃農的農奴地位」一二九頁）。

(10) 経君健、前掲「論清代社会的等級結構」四五頁。

(11) 「原文」佃戸本係貧民賃地耕種、原非奴隸。縱拖欠租課、亦宜呈稟地方官究追。何得倚恃紳衿、私置板棍、任意撰責。

(12) 経君健氏もまた、前掲「試論雍正五年佃戸条例」（レジュメ）の中で、抗租禁止の条項が「生み出されたのはある種の偶然性を帯びていた」ことを指摘されている。

(13) 一九八〇年八月に開催された北海道大学東洋史談話会夏期シンポジウム「抗租闘争の諸問題」での討論の席上、山本英史氏の「雍正五年の条例が佃戸に対する私刑の禁止を紳衿に對しのみしていることをどう考えるのか」という質問に對して、筆者は次のような発言を行なった。「河南總督田文鏡が紳衿の佃戸虐待という個別事例により上奏し、それを受けて条例が發布され、その立法手続の間に佃戸の欠租という新たな状況が加わって行った。だから条例では、紳衿と佃戸となつているが、基本的には地主と佃戸である」と（北海道大

学東洋史談話会一九八〇年夏期シンポジウム『抗租闘争の諸問題』の記録『史朋』一五号、一九八二年、五九頁。本節では、筆者自身のかつての見解についても再検討し、自己批判を加えようとするものである。

(14) 「原文」定田主苛虐佃戸、及佃戸欺慢田主之例。

なお、この後に、

吏部議覆、河南總督田文鏡疏言、嗣後、紳衿苛虐佃戸者、鄉紳照違制例議処、衿監・吏員、革去職銜。得旨、立法貴得其平。倘有奸頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主、何以並未議及。著再議。尋議、嗣後奸頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、照不應重律論杖、所欠之租、勒追給主。從之。

(15) 張偉仁編『中国法制史書目』（中央研究院歷史語言研究所專刊六七）一冊、一九七六年、四〇頁、参照。

(16) 「原文」謹按、佃戸之名、不見於律。惟豪富之人、役使佃客抬轎、見於郵驛門。是雇工人外、又多一名目矣。此例重在私置板棍擅責、故蔽其罪。若因口角毆傷、如何科斷、並未議及。即就例文而論、他物毆人、罪止擬笞、私家拷打監禁、亦止杖八十。佃戸究与平民不同、擅責即擬滿杖、似嫌太重。究竟佃戸与田主、是否以平人論。何以並不叙明耶。

なお、当該史料については、すでに濱島敦俊氏が前掲『主佃之分』小考「三九七頁において訳出・紹介されている。

(17) 「原文」凡地方郷紳、私置板棍、擅責佃戸者、照違制律議処。衿監革去衣頂、杖八十、照例准其收贖。……至有奸頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、杖八十、所欠之租、照數追給田主。

(18) 『清史稿』卷三二一、列伝一〇八、吳紹詩。

(19) 「原文」謹按、此条係仍雍正五年十二月原例改定。查、原例内開、一、凡不法紳衿、私置板棍、擅責佃戸者、郷紳照違制律議処、衿監・吏員、革去衣頂・職銜、杖八十。地方官失察、交部議処。如將佃戸婦女、占為婢妾者、絞・監候。地方官失察徇縱、及該管上司不行揭參者、俱交部分別議処。至有奸頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、杖八十、所欠之租、照數追給田主。乾隆五年、館修以名例、舉・監・生員等、除行止有虧、其餘俱准折贖。今紳衿私置板棍、擅責佃戸、將官員照違制律議処、誠為充當。惟生監革去衣頂、仍杖八十的決、似屬過重。查、律以威力制縛人於私家拷打者、杖八十。佃戸雖与奴僕不同、而既有主佃之分、亦与平人有間。似應照例准其折贖。應增入照例准其收贖字樣。

(20) 「原文」凡不法紳衿、私置板棍、擅責佃戸者、官員照違制律議処、餘罪收贖。衿監革去衣頂、杖八十、亦照例准其收贖。

なお、この条文はまた、嘉慶『大清會典事例』卷六三二、刑部、刑律、鬪毆、威力制縛人、に「此条係乾隆五年改定」と

いう割註を附して所収されている。

(21) 『通考』の「乾隆五年、館修以名例、拳・監・生員等、除行止有虧、其餘俱准折贖」という記述はきわめて曖昧なものであるといえよう。なぜならば、名例律、五刑、には、清初以来、明の間刑条例を承けて改訂が行なわれたものとして、凡軍民諸色人役、審有力者、与拳人・監生・生員・冠帶官、不分笞・杖・徒・流・雜犯・死罪、應准納贖者、俱照有力・稍有力内数目、折銀納贖。

という条例(『通考』卷四、名例律上、五刑、第一一条例)が存在し、拳人・監生・生員についてはすでに贖罪が認められているからである。但し、この条例にはまた、

若拳・監・生員人等例、該除名革役、罪不應贖者、与軍民人等、罪應贖而審無力者、笞・杖・徒・流・雜犯・死罪、俱照律的決發落。

という条項があり、「拳・監・生員人等」で身分別奪處分を受けるような罪を犯した場合には贖罪が認められてはいなかったのである。後者に関して、身分は別奪するが、贖罪は許すという「修改」——或いは議論——が乾隆五年(一七四〇)に行なわれたのであろうか。この「修改」については『通考』の名例律の項からは具体的記述を見出すことはできない。なお後年になって、この条例の「嘉慶六年修改、道光元年・一四年改定」として、次のような条文が出現する。

北大文学部紀要

凡進士・拳人・貢・監・生員、及一切有頂戴官、有犯笞杖、輕罪、照例納贖、罪止杖一百者、分別咨參除名、所得杖罪、免其發落。(薛允升『說例存疑』卷一、名例律上一、五刑、第一八条例)

(22) 「主佃の分」については、重田徳「清律における雇工と佃戸——『主僕の分』をめぐる一考察——」(一九七一年)前掲『清代社会経済史研究』高橋芳郎「宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について——法的身分の形成と特質——」『北海道大学文学部紀要』二六卷二号、一九七八年、および濱島敦俊、前掲『主佃の分』小考」参照。従来の研究において屢々引用されてきた黄恩彤『大清律例按語』の「佃戸雖与奴僕不同、而既有主佃之分、亦与平人有間」という記事のオリジナル・テキストは、本文で提示した呉壇『通考』の記事である。この点については、津田(高橋)芳郎氏より御教示頂いた。記して謝意を表したい。なお、魏金玉氏は、前掲「明清時代佃農的農奴地位」一〇三頁において、『通考』による当該記事を紹介されている。

(23) 「原文」国家設官、所以執法治民。凡民有爭論事理、並須告官。曲直是非、一聽官司裁決。若恃其威勢力量、足以制服乎人、不告官司、將人網縛、及雖不網縛、將人拳至私家、或拷打以肆其毒、或監禁不容其出。網縛人、拷打人、監禁人、三者皆官法之事。而豪強以威力擅行之、故不問有傷・

抗租と法・裁判

無傷、並杖八十。

(24) 「威力制縛人律」の律文そのものは次のごとくである。

凡〈阿相〉争論事理、〈其曲直〉聽經官陳告〈裁決〉。若
〈豪強之人〉威力〈挾〉制〈網〉縛人、及於私家拷打監禁
者、〈不問有傷・無傷〉並杖八十。傷重、至内損吐血以上、
各〈驗其傷〉加凡鬪傷二等。因而致死者絞〈監候〉。若以威
力主使〈他〉人毆打、而致死傷者、並以主使之人為主、下
手之人為從論、減〈主使〉一等。〔通考〕卷二七、刑律、
鬪毆上、威力制縛人。

(25) 〔原文〕威力制縛人、私家拷打・監禁者。

不法衿監・吏員、私置板棍、擅責佃戸者。

奸頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者。

(26) 魏金玉、前掲「明清時代佃農の農奴地位」一三〇頁、およ
び経君健、前掲「論清代社会的等級結構」四六一―四七頁。

(27) 「不応為律」の条文は次のごとくである。

凡不応得為而為之者、笞四十、事理重者、杖八十。〔通考〕
卷三四、刑律、雜犯、不応為。

(28) 濱島敦俊「北京図書館蔵『莆陽讞牘』簡紹——租佃關係を
中心に——」『北海道大学文学部紀要』三三卷一号、一九八三
年、六九頁。

(29) 呂坤『実政録』卷六、所収の『風憲約』提刑事宜、「聽訟」

(全二条)の第八条に

一、律有五笞之罪、世豈無犯笞之人。近日問官、全不引用
笞律、只用不応得為而為。又只用事理重者。至於下不合二
字、全不照管律条。如鬪毆傷人、則曰不合不行勸阻、徒夫
在逃、則曰不合鎖押乞食。招如此類甚多。皆是律外生法、
科索無罪。以後律条無罪、而妄下不合字樣、及有応得罪名、
輒用不応得為而為、事理重者、不分批詞・自理、俱以違制
濫科、先擎承行吏書、問官另議。

とある。なお、鄭涵『呂坤年譜』中州古籍出版社(鄭州)、一
九八五年、四八頁によれば、『風憲約』は万曆一八年(一五
九〇)の山西按察使時代に書かれた、という。

(30) 〔原文〕万曆十五年十二月二十日、題奉欽依、以後問擬一
応罪犯、律有正条者、依律科斷、毋得一概通擬不応。律無
正条、該載不尽者、照依不応為条、分別事理輕重、論擬笞
杖、亦毋得一概從重、致濬律意。

なお、この史料は、黄彰健『明代律例彙編』(中央研究院歷
史語言研究所專刊七五)下、一九七九年、九五八頁、におい
て紹介されている。

(31) 中村茂夫「不応為考——『罪刑法定主義』の存否を巡っ
て——」『金沢法学』二六卷一号、一九八三年、二四―二五
頁、参照。

三、《抗租禁止条例》制定以前の抗租と裁判

(i) 福建の事例

すでに明末の万曆二〇年代において、当時の福建巡撫許孚遠が、抗租禁止の通達を福建全域に出していたことは、筆者自身がかつて紹介したところである。ここでは、いま一度、その史料『許孚遠『敬和堂集』公移へ撫閩稿』、「照俗收租、行各属」の一部を提示し、かつてあまり注目しなかつた点について若干の指摘を行なうことにしたい。

土俗の旧例に照依して、「小作料が」原もと分収に係る者は、旧に照らして分収とし、常例の外に、勒索することとは許さない。原もと納租に係る者は、前に仍つて送納するようにし、改めて分割の議を創為することは許さない。斗斛等の秤は、要^か平準を得るべきであり、僮僕・門幹は、禁じて「佃戸を」虐^な擾しては毋^なず、長久^{すまか}く民と与に相安んじることが可^てるように使^まつる。其れ各々の佃戸は、自ら当に旧規を遵守すべきである。或いは「地主と」与に禾稻を分割し、或いは納穀・納銀するにしても、俱に要^かず時に及んで交完し、主人の供輸・糧食を「供」給すべきであり、強に恃^たんで拖頼することは許さない。此後、敢えて勢家で租を収めて利を嚙^{くは}り、小民を虐害し「た者」、及び小民で恃^たんで強割し、或いは田租を拖負し、反つて凶頼を行なう者が有^あたならば、該^こ県官は、各々剖理・処分を与^あない、努めて大「戸」・小「戸」の人情を、兩に其の平を得るよう^にさせ、糸毫も偏枉が有^あつては毋^ない。

この通達において許孚遠は、①地主に対しては佃租の恣意的取奪および奴僕による佃戸虐待の禁止を、②佃戸に対しては抗租の禁止を、そして③州・県の地方官に対しては各々の違反行為の取締を命じたのであった。特に注目したい点は、③の部分についてである。孚遠は、①②の違反行為に対する処罰と共に、関係事案の裁判（「剖理」）では「大」地主と「小」佃戸との間の「人情」のバランス（「平」）を重視すべきことを説いているのである。すなわち、地方官が地主―佃戸関係の具体的紛争を処理する（「剖理・処分」）に当たって、掘りどころとすべきものとして許孚遠が構想したものは法ではなく、まさしく「人情」であった。

滋賀秀三氏が述べるごとく、民事的案件『戸婚田土の案』或いは『州県自理の案』における「最も遍在的な裁判基準」は「情理」であり、特に「人情こそはすべてに冠たるおきてであった」^③。明末段階において、抗租はまさしく『州県自理の案』として処理さるべきものだったのでなかろうか。

では、実際の裁判において、抗租の問題はどのように取扱われていたのであろうか。いくつかの事例について見ていくことにしたい。

まず、天啓四年―崇禎元年（一六二四―二八）の興化府推官、祁彪佳の判牘集『莆陽讞牘』には、佃租の滞納に関する次のような二つの判語が存在する。^④

(a) 生員呉邦良・邦衡は田を游藩哥の父に貸り、邦良等はその価の五十兩を得た。其の父が故るに及んで、佃戸陳在仁等は、輒ち其の租を負したのであり、又た突して藩哥の興詞を怪しまねばならぬのか。……第に衅は租〔の問題〕に繇って起っただけであり、而して在仁の負した所は独り多いのである。応にこれ（陳在仁）を杖〔刑〕とし、以て久しく逋してゐる者を懲しめるべきである。^⑤〔莆陽讞牘〕「分巡道、一件、急救孤孀事、杖罪陳在仁」

(b) 陳生一魁は、銀四兩を用いて、林亦川および川の侄憲賦の園一所を典〔買〕した。憲賦は銀二兩を用いて、その一半を贖回した。其の未だ贖〔回〕していない一半は、亦川の子憲度の佃する所と係〔な〕っていた。憲度が称〔い〕うには、止だ憲賦の倒契が有るだけであり、亦た父親の契は無く、又た己の佃批〔租佃契〕も無い、と。故に〔これに〕乗じて其の麥租を逋したのである。当時、四兩で一契を共にしていたのであり、原契は憲賦が贖〔回〕した時に、還したことに因って、故に止だ憲賦の一契があるだけなのを、知らないのか。今、憲賦は已に認めていゝる。原の業主が租を還うのに、又た何して佃批が必〔要〕であろうか。但し、生員が〔万曆〕四十四年以後の逋を追索しようとして、又た擅にこれを平海〔衛〕の経歴に呈えたので、〔憲〕度としても堪えられなく致つたのである。〔天啓〕元年以前の逋については追〔徴〕を免じ、六年の租については本生〔陳一魁〕の催收を聴す。惟だ元年から五年に至る租利は、銀一兩を還うことと量判する。仍り〔憲〕度を答〔刑〕とし、以て〔田主を〕欺き逋した者の戒と為す。生員が擅に下衙に呈えたことについては、姑らく罰穀二石に量す。(同「一件、号天救命事、答罪林度」)

(a) では佃戸陳在仁が「其の租を負した」ことが、(b) では佃戸林憲度が「其の麥租を逋した」ことが、各々の裁判における中心的な問題とされているが、判語の末尾に(a)「久逋」、(b)「欺逋」と記されているごとく、共に単なる欠租——佃戸の貧窮・飢餓による已むを得ざる佃租滞納——ではなく、まさしく抗租であるとの認識のもとに、祁彪佳によつて判決が下されたものであろう。ここで注目しなければならない点は、同じ抗租という案件に対して、(a)では杖刑、(b)では答刑という相異なる処罰が科せられていることである。各々如何なる法的根拠によるものかは明記されておらず、答刑および杖刑がおそらくは祁彪佳の裁量による懲戒行為〔懲久逋者〕〔為欺逋者之戒〕としての意味合い

をもつものであったと思われる。但し、この二つの判に敢えて法的根拠を求めらるるならば、まさに「理の為す可からざる所の者」を犯した場合に適用される「不応為律」——刑量は笞四〇から杖八〇まで——が該当することになる。

次に、清初の康熙三十五年—四二年（一六九六—一七〇三）の汀州府知府、王簡庵（名は廷掄）の『臨汀考言』巻一三、審讞、には「長汀県民鄧万献、抗租誣告田主」という表題の附された、次のような判語が残されている。

鄧万献は乃ち胡理源の佃戸である。歴年、田・牛等の租を抗欠したことに因つて、理源は「康熙」三十四年二月の間に、曾て万献および同じく佃（戸）の陳有向を県に控え、「知県は捕」衙に批して查追させた。詎が万献は刁頑さが性と成つており、拘（引命令）に抗して服さなかつた。当経に捕衙は詞を織し、長令が復た准理を行なつた。万献は復た逞刁に抗質し、理源が現に憲役に充てられてゐることに因つて、詞を捏（造）して上控した。……万献に在つては、抗租の罪を卸れようと欲し、心を昧いて虚捏し、多くの人を「罪に」羅織もうとしたが、俱に理源の欠租の情事とは毫も干渉は無いのである。之を総べるに、万献と陳有向とは均しく理源の佃戸であり、平日逞刁に抗欠することを、その長枝としていたのである。……縦使えば理源が素日、租を取つて隙を成じることとは、情として或いは有るであらう。然し課は田従り辦ぜられるのである。亦た衙役に充てられてゐる者だからといって、竟に租・牛を不問に置け、とは云い難いのである。無良がここに至れば、本より当に律に依つて「反坐（の罪）」にすべきであるが、姑らく万献の事犯が「恩」赦の前であることを念じ、諒に薄懲を与えることは、「万献にとつて」実に厚憚な（事）と為らう。

この事案は、地主胡理源が抗租を理由に佃戸鄧万献・陳有向を長汀県に訴えたのに対して、逆に鄧万献が胡理源を汀州府に上訴したものである。王簡庵の判は、万献の訴えを誣告としながらも恩赦が出されていることによつて「反

坐」の罪を免じ、万献を「薄懲」処分にしたものである。ここでは、抗租そのものに対する佃戸二人の処罰は行なわれていないが、万献・有向の抗租については事実と認定し、万献の誣告が「抗租の罪」を逃れようとして行なわれたものであることを指摘している。この時期、《抗租禁止条例》という抗租に対する国家の法が未だ成立していないにも拘らず、「抗租の罪」という認識が地方の現場——府・州・県——においてすでに確立している点には、特に注目する必要がある⁽¹⁰⁾。

以上の祁彪佳および王簡庵の判語を除いて、現時点では福建における具体的な裁判事例をほとんど見出すことはできない。しかしながら、当時、佃戸の抗租を地主が府・州・県の衙門に告訴し、佃戸の処罰と佃租の追徴とを求めるといふ事態は、ほほ一般化していたといえよう⁽¹¹⁾。

抗租案件に対する地方官の取扱いについて、康熙年間の泉州府にはきわめて興味深い事例が存在する。かつて紹介した史料であるが、康熙五二年（一七一三）刊『同安県志』卷三、賦役志、均徭、所収の「讜論」は、次のように記述している。

頑佃の逋租を究らなければ、〔佃戸は〕負嶼に抗欠し、業戸は収める可き租が無いことになる。何して糧を徴〔収〕することが可よう。況して同邑の大害として、凡そ田が強戸の佃耕に遇ったならば、則ち租穀は取ることが無ず、且つ〔田主で〕毆殺に遭う者がいるが、所在で皆な是なのである。〔田主が佃戸の抗租を〕呈稟したとして、も、則ち官長は細故と視為して、〔受〕理しようと思せず、即ち〔受〕理したとしても、亦た遷延したり寢擱したりして、終に〔滞納分の佃租を〕比追することも無いのである。此れは正に糧累の本なのである。邑主為る者、其して忽諸にして可であるか。⁽¹²⁾

この記述には、地方官の抗租取締が十分に機能していないことに対する、おそらく地主階級に属する著者の不満が表明されているといえよう。特に傍点部分では、官側が地主の抗租の訴えを受理しない理由として、抗租が本来、民間での解決が望まれる「戸婚田土の案」⁽¹⁴⁾「細事」（「細故」）に属する案件であるという点が指摘されている。ここでの地主の不满には、抗租に対する法的根拠の欠如という問題は全く視野の外にあったのである。

以上のように、明末清初期の福建では、基本的には地主の告訴を受理した府・州・県による裁判を経て、抗租した佃戸の処罰が行なわれていた。但し、裁判の場において、抗租の案件は「細事」或いは「小事」といわれる「州県自理の案」として各地方官が自らの裁量——「情理」を最も重要な基準とする——によって処理すべきものとされていたのであり、抗租案件を処理するための国家の専法の必要性を地方の現実の中から見出すことはできないといえよう。それと同時に、逆に「細事」であるがゆえに、抗租案件が地方官によって重要視されず、むしろ等閑視されるという事態も間々存在していたのである。しかしながら、こうした現実の中から、「抗租の罪」という認識が地方レベルにおいて徐々に確立していたのであり、《抗租禁止条例》の制定を俟つまでもなく、抗租それ自体は国家権力によって処罰されるべき「罪」と看做されていたのである。

(ii) 他地域の事例

以上に検討を加えた福建以外の地域についても、明末清初期の裁判史料の中に、抗租・欠租に関するいくつかの事例を見出すことができる。

当該時期の江南デルタ地域における抗租の風潮化については、すでに諸先学によって詳細な研究がなされている

が、⁽¹⁵⁾特に濱島敦俊氏が明らかにされているごとく、上述の福建の状況とは対照的に、江南では国家権力が抗租の問題に介入せず、地主層の不満・慨嘆を招くという状況が存在していた。⁽¹⁶⁾その典型的な事例が、有名周知の万曆二四年（一五九六）刊『秀水県志』巻一、輿地志、風俗、農桑、に見える、次のような記載である。

官司は科の催〔促〕については甚だ急であるが、租〔の滞納〕を告^うげ^つる者については、或いは〔放〕置して問おうともしない。⁽¹⁷⁾

地主による抗租の訴えが官司によって取上げられない原因として、抗租・欠租を処理するための法的根拠が欠如していたこと、および当時の官の方針として佃農保護的色彩が濃厚だったことを濱島氏は推定されているが、⁽¹⁸⁾その一方で、抗租そのものが「細事」であるがゆえに、地主の告訴が県官によって重視されないという事態も存在していたのではなからうか。

濱島氏によって紹介された史料であるが、崇禎六・七年（一六三三・三四）の南直隸巡按御史時代における祁彪佳の『按輿親審檄稿』一四二―一件、為出巡事⁽¹⁹⁾には、

曾て養弘は林廷の田四畝を種^{たが}して、其の租を逋したが、其の事は甚だ小さいのである。乃^とが林廷は之を該県（無錫県）に告え、「知県は」糧三衙に批^ひじ〔て取調べさせ〕たが、輒ち〔糧三衙は〕養弘を誣^{いつ}いて搶麥と為した。

田は弘が佃しているので係るから、麥は弘の物で係るのを、知らないのか。豈^{どう}して反^{はん}って搶劫を行なう理^りが有るうか。〔何と〕甚だしいことか、衙官の断事の不明⁽²⁰⁾は。

という記述が見られる。これ自体は、常州府無錫県の判に対して覆審を行なった祁彪佳の「批判」であるが、濱島氏自身が指摘されているごとく、当時、抗租・欠租を「搶禾」「搶麥」と看做し、「白昼搶奪律」を適用していた現実が

確かに存在していたように思われる。⁽²¹⁾ 但し、この「批判」において祁彪佳は「白昼搶奪律」適用の誤りを叱責すると共に、佃租滞納の問題を「其の事は甚だ小さい」と述べているのである。すなわち、抗租・欠租の案件は本来的には『州原自理の案』としてまさに懲戒レベルの処分におさめるべきものと認識されていたといえよう。

清初の康熙年間に至ると、浙江の嘉興府に次のような事例が存在する。小山正明氏によって紹介された史料である⁽²²⁾が、康熙一四年—一七年（一六七五—七八）の嘉興府知府、盧崇興の『守禾日記』巻四、讞語類、「一件、仮宦虐民事」には、

審得したところ、吳鳴羽は身ら脚頭に充り、富に倚って横行している者である。卜忠という郷民が有り、向て祠生袁有三を憑として、鳴羽の田三畝三分を租種し、毎年租四石九斗五升〔を納めること〕を議した。〔康熙〕十四年十月十三日、已に四石六斗を完め、所欠した者は三斗五升のみであった。〔鳴〕羽は乃が該県に具呈し、〔案件〕は糧衙に批送されたが、〔鳴羽は〕田主の勢〔力〕を挟み、恣に嚇騙の謀を行なった。……〔鳴羽は〕重杖〔の刑〕に擬する。……〔卜忠の〕欠租三斗五升については、法として応に給うように断すべきである。所租の田畝は、〔田主である〕鳴羽に退与し、租約も繳還し、〔鳴羽が〕別に召種を行なうことを可とする。⁽²³⁾

と記述されている。この盧崇興の判では、佃戸卜忠の欠租を訴えた地主吳鳴羽の不法行為に対して「重杖」という擬罪がなされる一方で、欠租した佃戸に対して笞・杖という体刑は科せられていないものの、官の強制による滞納佃租の支払いおよび佃戸卜忠の退佃という嚴然とした処置が取られているのである。江南においても、官権力は地主—佃戸関係の問題、特に抗租・欠租に対しても介入の方向に在ったことを見出すことができよう。

次に、(a)李漁『資治新書』巻一四、判語部、租賃、に所収された、明末の万曆三十九年—四一年（一六一一—一三）

の山東登州府萊陽縣知縣、文太青（名は翔鳳⁽²⁵⁾）の「違断抗納事」、および(b)順治六年—十二年（一六四九—五五）の浙江金華府推官、李之芳⁽²⁶⁾の『棘聽草』卷二〇、讞詞〈撰葵邑〉、「本縣、一件、為祈天親勦事」の二つの史料を提示することにしたい。

(a)吳世禎の抱贖は、已經に郭令の断結によって、董遷儒を杖〔刑〕として租を追〔徴〕することとした。奈何が、〔遷儒は〕期を愆えて付わなかつた。吳生が再び控えると、遷儒は舌を結んだままであつた。再び之を杖〔刑〕とし、以て〔命〕令に梗う者を斥めないわけには可ない。

(b)審得したところ、黄謨は向て田八石七斗を邵啓明の父に売与した。過割を経たと雖も、仍として〔黄謨は〕包佃を行なつており、「邵氏にとつて」此れは名は与つているが、実は与つていないことになる。「順治」七・八兩年に至つて、夏は其の麦を取り、秋も又た其の禾を収め〔たのに租を払わなかつた〕た。蓋し〔黄謨にとつて〕儼然も吾家の旧物のようなものだからである。而して邵の租息は烏有に歸してしまつたのである。「黄謨は」猶お局磊で致辯したとは雖も、藐諸孤と視しては毋い。但し查べたところ、原契の曾載には「銀を還して、取贖する」とある。果して完璧に〔払うことが〕能るならば、当即に田を歸すこと、此れも又た可ない者では無い。然し租を逋した黄謨は、杖〔刑〕にしないわけには可ないのである。

(a)はきわめて簡略な内容であるが、おそらくは地主吳世禎が佃戶董遷儒の欠租を訴え、結果として遷儒は杖刑に処せられ、滞納した佃租の追徴を命じられたものであらう。明末段階の、しかも地域的には山東の事例であり、注目すべきものと思われる。他方、(b)は李之芳の金華縣署知縣としての判である。その内容は、田土を売却した後もそのまま佃戶として耕作していた黄謨の「逋租」を地主邵啓明が金華縣に告訴し、それに対して之芳は佃戶黄謨に杖刑を科

したものである。(a)(b)共に、佃戸による欠租の案件であり、かつ被告の佃戸は杖刑処分を受けている。まさしく県官による懲戒としての軽微な処罰が行なわれたものであらう。

山西太原府には判牘そのものではないものの、ひとつの裁判に関する次のような事例が残されている。すなわち、康熙七年—十二年(一六六八—七三)の交城県知県、趙吉士の『牧愛堂編』卷六、詳文、戸婚、「一件、富殺貧命事」の記載である。

看得したところ、趙茂は李巨鰲の佃戸である。約を立て佃を受けて、巨鰲の為に地土を耕種していた。今、秋禾が已に熟したのであるから、「趙茂は」自ら応に田主を呼び、看驗して収割すべきである。而るに茂は乃ち私自に割歸してしまつたのである。鰲の子の李二は、秋禾を収〔割〕に来たが、田には籽粒も無いのを見て、因つて趙茂に向かつて之の事を問うた。茂は復た其の穉子が独りで至たのを欺こうとして、抗して礼を為さなかつた。「そこで」李二の血氣は方めて剛しくなり、鬪狼の状を勃勃として舒せうと欲し、拳を持って相向かつてゐた。茂は「李二を」拒んで殴るのを容さなかつた。李二が大声で疾呼したので、地隣の韓邦奉と途人の李進福とが、「両者を」勸解して散去させた。茂は巨鰲が必ずや行告するだらうと揣え、先已に証〔人〕を捏〔造〕して本府に誣控したのである。「府の」批を蒙けて〔当〕職が審〔理〕した。庭鞠の時、趙茂・干証は、一も到官しなかつた。而して巨鰲・二は、其の当日の勸解の情形を証述したが、鑿鑿として〔根〕拠の有るものであつた。趙茂の妻を驗べたところ、腿を刺された瘡疤は、平復して痕も無かつた。其の告えた所の凶器を詰〔問〕するに至つて、亦た並く寸鉄も無かつたのである。査べたところ、巨鰲が所議した工佃は、則ち按時に〔趙茂に〕給発して負しでは無かつた。趙茂は既に田主に問わずに、其の禾を〔収〕割したのであり、又復に虚〔偽〕を捏〔造〕して誣

控したのであるから、本より応に重懲すべきであるが、姑らく貧民の無知を念じて、杖〔刑〕に擬して以て警とす。巨鰲の盜毆の訴えは茂が既に佃人で係るので、私に〔収〕割して家に〔持ち〕帰ったとしても、盜と同じく論ずることは難しい。……伏して上裁を候つものである。³⁹⁾

この史料に見える地主李巨鰲と佃戸趙茂との間の關係は、契約時に地主が佃戸に「工価」を支払い、佃租に關しては双方の「看驗收割」によるというもの——分益形態の一種——であつた。係争それ自体は、趙茂が「私自割歸」したことを発端としているが、「看驗收割」を内容とする地主—佃戸關係において、佃戸の「私自割歸」という行為はまさに抗租といふべきものであらう。ここでは、地主・佃戸の双方ともに官への告訴を行なっているが、判者趙吉士は、まず佃戸趙茂に対して①「田主に問わずに、其の禾を〔収〕割した」こと、および②おそらくは地主李氏側が趙茂の妻に傷害を加えたと誣告したこと、この二点について問罪すべきであるという判断を示しているのである。実際には趙茂は情状酌量（「貧民の無知」）によって杖罪に擬せられたのみであるが、しかし、佃戸の抗租（「私自割歸」）自体が問罪の対象とされている点には注目したい。それと同時に、李巨鰲の方も趙茂の行為を「盜毆」として告訴していたが、抗租を裁く法の欠如によって抗租が「細事」と看做され、官によって無視されかねないという地主側の懸念があつたのであらうか。

以上、具体的な裁判の過程で抗租・欠租の問題がどのように取扱われたか、について江南・浙東および山東・山西の各地域の事例の検討を行なってきた。基本的には、国家の法の欠如にも拘らず、抗租・欠租それ自体は官による処罰の対象、或いは地主—佃戸關係に対する官の介入を招く直接的要因となつていたのである。また、抗租・欠租に対する処罰は、福建の事例と同様に、やはり杖刑という懲戒的処分に止まつていたのである。

ところで、直接的な判牘史料ではないが、康熙年間の湖南郴州には、地方官による次のような告示を見出すことができる。それは康熙五三年（一七一四）に興寧県の署知県に就任した楊熾の「禁惡佃占田示」であり、嘉慶二五年（一八二〇）刊『直隸郴州總志』巻終、附考、所収のものである。

茲に憲委を奉じて、此の邑に署〔知県〕として来た。惡佃の把苗については、日々毎に〔地主の〕告えが見られる。夫れ目今の把苗は、則ち秋成の争獲であり、勢として必至の所である。現在、差查（差役の派遣による調査）・究処（県衙門での取調と処罰）を除く外、合に〔告〕示を出して嚴禁すべきである。此の為に、業主並びに佃戸人等に示仰して知悉させる。其れ已經に離耕した者について、或いは自ら種すか、或いは別に批〔佃〕するかは、田主の便に従うに任聽せる。其れ現在承佃する者について、本年の秋成を、或いは〔主・佃が〕田に臨んで〔穀物を〕均分するか、或いは〔佃戸が〕租穀を認納するかは、努めて須らく議に照らして遵行すべきである。従前、如し〔佃租の〕旧欠が有ったならば、〔その〕多・寡の数を視て、亦た必ず年を限って清還すべきである。業主に在っては、止だ租を得ることを以て期〔待〕と為し、既已に収租したならば、自ずから必ず其の佃種を聴すべきであり、諒に〔自分に都合〕好く〔租佃契約を〕更張しようと為す理は無いのである。倘し〔佃戸が〕敢えて逞凶にも強獲し、〔田主に〕抗つて租を給わなかったり、及び田主が事に因つて〔佃戸を〕退耕しようとするのに、公然と占踞する者がいたならば、田主は糧を完めた後、状式に依つて簡明に具控することを許し、以て〔そうした佃戸を〕嚴しく拿し、法を尽して痛処する憑とする。〔官は佃戸から〕租を追〔徴〕するのを除く外、定らず勒令に離耕させるように行ない、並びに〔佃戸を〕扛幫して惡を濟けた人を嚴究し、以て佃戸で強梁する者の戒と為す、云々。

「悪佃の把苗」とは、秋成時の佃戸による「強獲」を含む事実上の抗租を表わしたものであろう。ここに提示した記載の直前において、楊森は抗租が直隸郴州所屬のすべての地域——郴州および永興・宜章・興寧・桂陽・桂東の五県——で展開していることを述べているが、興寧県の状況が「独り甚だしいのみ」であった。³³⁾ この告示の中で、地主・佃戸双方に対して在来の關係を維持すべきことを命ずると共に、佃戸の抗租・霸耕に対処すべく、地主には納税後に正規の手続き（「状式」）によって告訴すべきこと、およびそれを受理した後の裁判を経て抗租に対する具体的処理——佃戸に対する処罰を含む——を行なうことを、楊森は明言しているのである。当該地域では、事実、地主による「悪佃の把苗」の訴えが日常化していたが、抗租の問題は、まさに、地主の告訴→知県による裁判→佃戸の処罰、というかたちで具体的に処理されていたのである。

(iii) 中央レベルの認識

以上のように、この時期、抗租・欠租の問題は府・州・県レベルの裁判において、いわば「細事」として取扱われ、杖刑・笞刑という懲戒レベルの処罰を含む具体的な処理がなされていた。

では、雍正五年（一七二七）の《抗租禁止条例》制定以前の段階において、中央政府レベルでは抗租の問題をどのように扱うべきものと考えていたのであるか。すでに二—(i)で触れたごとく、《抗租禁止条例》制定時期における吏部官僚の認識は、抗租については立法化するまでもなく、地方官が個々の事案に即して処理すべきであるというものであった。ここでは、康熙・雍正期の錢糧蠲免・佃租減免政策と関連する二つの史料を提示することにしたい。

ひとつは、康熙五十二年（一七一三）刊『定例成案合鑄』卷五、戸部、田宅、補遺、「追比田租」康熙四四年（一七〇〇

五) 一月付、の次のような記載である。

戸部は「次のように」覆「奏」した。御史李の条奏には「查べたところ、康熙二十九年七月内に、前任山東巡撫 仏倫の条奏に『直隸・各省で、錢糧の分數を蠲免することに遇有したならば、「その數を」十分に分作して、七分を以て業主を蠲免し、三分を以て佃種の民を蠲免する』とある。但し、恐らく地方官は「命が出されてから」日が久しく「それを」玩忽まよおかにし、業主も仍り常に照して「佃租を」勒取することが有り、亦た未だ「政策が実行されているかどうか」定めることは可まない。応に前例に照らして各省に通行し、「告」示を出して曉諭し、努めて業主・佃戸が実恵に沾あうことが得るように使ませる」とある。「佐、武等の官が、佃租を追比することを見て、以て利藪と為しており、「佃戸に対する」敲朴の威は、「錢糧の」比較より甚だしい」等項と稱する所に至っては、查べたところ、佐武等の官が、擅に民詞を受「理」したならば、例には処分が有る。応に該督撫に令あじて厳しく申飭を行なわせるべきである。如し此等の情弊が有ったならば、即ちに查參たんがを行なうようにする、と。「康熙帝の」旨を奉じたところ、「提」議の依よりにせよ、とあつた。⁽³⁴⁾

清朝の錢糧蠲免・佃租減免政策については、すでに多くの研究において論及されており、贅言を要しないが、「追比田租」と題された当該史料の主題は、まさに傍点部分ということにならう。ここでは、官により刑罰（「敲朴の威」）を伴うところの佃租追比の違法性が指摘されているのではなく、正印官——知州・知縣など——ではない佐武官——州では州同・州判、県では県丞・主簿——などが地主の告訴を受理し、抗租・欠租した佃戸に対して恣意的な刑罰を行使用することの違法性が述べられているのである。⁽³⁵⁾すなわち、戸部の官僚および御史李某の認識では、地主が告訴した抗租案件を官が処理すること自体は決して否定されてはいないのである。

いまひとつの史料は、雍正一〇年（一七三二）刊の黃文煒『定例類鈔』卷一一、戸部、蠲賑、「蘇松二府佃戸減租」であり、そこでは、

雍正三年四月、戸部の議准には、光祿寺卿杭奕祿の条奏に「勅を江南督撫に下し、蘇・松二府の州・県に行令して、凡そ田を〔所〕有する人は、恩免額徴錢糧数内の十分の中から、佃戸に三分を減免するようにさせることを請う」とある。……其れ租田の佃戸は、亦た端に借りて減数の外に頼〔租〕を図り、「佃種している」田の額数を〔わざと〕短少して〔佃租を〕還はかわず、「その結果」業戸が賦おきを輸かめるのに缺あが有る「事態」を致しては得たない。倘し此等の頑佃が有て、業戸が呈告したならば、該地方官は実情を查出し、亦た重きに從したがって責治しほつする、とあつた。⁽³⁷⁾

と記述されている。雍正三年（一七二五）の蠲免政策の内容に関する部分は省略したが、⁽³⁸⁾《抗租禁止条例》制定の二年前において、戸部の「議准」で抗租の禁止が明言されている点は注目されよう。それと同時に、「頑佃の抗租については、地主の告訴を受けて地方官が調査・処分すべきである」という見解が表明されているのである。

以上のように、《抗租禁止条例》制定以前の段階において、中央政府の官僚でさえも、佃戸の抗租は法の制定を俟つまでもなく、各々の地方官——府・州・県レベル——が自らの裁量によって処理すべきであるという認識をもっていたのである。《抗租禁止条例》の中の抗租禁止条項(B)の出現は、地方レベルのみならず、中央政府レベルにおいても実質的必要性に基づくものではなかったといえよう。

註

- (1) 拙稿「明末の福建における保甲制」『東洋学報』六一卷一・二号、一九七九年、九七—九八頁。
- (2) 〔原文〕照依土俗旧例、原係分収者、照旧分収、不許勒索於常例之外。原係納租者、仍前送納、不許改創為分割之議。斗斛等秤、要得平準、僮僕・門幹、禁毋虐擾、使可長久与民相安。其各佃戶、自当遵守旧規。或与分割禾稻、或是納穀・納銀、俱要及时交完、以給主人供輸・糧食、不許恃強拖賴。此後敢有勢家取租贖利、虐害小民、及小民恃頑強割、或拖負田租、反行凶賴者、該臬官各与剖理・処分、努使大小人情、兩得其平、毋有糸毫偏枉。
- (3) 滋賀秀三、前掲「民事的法源の概括的検討」二八八頁。
- (4) 以下に提示する二つの判語は、濱島敦俊、前掲「北京図書館藏『莆陽讞牘』簡紹」において紹介されたものである。
- (5) 〔原文〕審得、生員吳邦良・邦衡、以田兌游藩哥父、邦良等得佃五十兩。及其父故、佃戶陳在仁等、輒負其租、又奚怪藩哥之異詞也。……第岬絲租起、而在仁之所負独多。応杖之、以懲久逋者。
- (6) 〔原文〕審得、陳生一魁、用銀四兩、典林亦川及川侄憲賦園一所。憲賦用銀二兩、贖回一半矣。其未贖一半、係亦川子憲度所佃。憲度称、止有憲賦倒契、亦無父親契、又無己佃批。故乘而逋其麥租。不知、當時四兩共一契、原契因憲賦贖時繳還、故止憲賦一契。今憲賦已認矣。原業主還租、又何必佃批也。但生員追索四十四年以後之逋、又擅呈之平海經歷、致度之不堪也。元年以前之逋免追、六年之租、聽本生權收。惟元年至五年租利、量判還銀一兩。仍管度、以為欺逋者戒。生員擅呈下衙、姑量罰穀二石。
- (7) 本稿、二一註(27) 参照。
- (8) 森正夫「十七世紀の福建寧化県における黃通の抗租反乱(一)」『名古屋大学文学部研究論集』五九、一九七三年、三一頁、補註(2) 参照。
- (9) 〔原文〕審看得、鄧万猷乃胡理源之佃戶也。因歷年抗欠田、牛等租、理源於三十四年二月間、曾將万猷及同佃陳有向控、批衙查追。詎万猷刁頑成性、抗拘不服。当經捕衙繳詞、長令復行准理。万猷復逞刁抗質、因理源現充憲役、捏詞上控。……在万猷欲卸抗租之罪、昧心虛捏、羅織多人、俱与理源欠租情事、毫無干涉。總之、万猷与陳有向、均係理源佃戶、平日逞刁抗欠、是其長技。……縱使理源素日取租成隙、情或有之。然課從田辦、亦難云充衙役者、竟置租牛於不問也。無良至此、本当依律反坐、姑念万猷事犯赦前、諒予薄懲、実為厚倖。
- (10) 中央レベルにおける「抗租之罪」という認識の明確な表明としては、『抗租禁止条例』制定後の『清高宗実録』卷九、雍正一三年二月壬午(一七日)、所収の「勸減佃租」の乾隆

帝の言に、

若彼刁頑佃戸、藉此觀望遷延、則仍治以抗租之罪。

と見える。

(11) 「前稿A」四九頁、および「前稿B」一〇頁、参照。

(12) 「前稿B」一一頁。

(13) 「原文」頑佃之通租不究、將負禍抗欠、業戸無租可収。何

糧可徵。況同邑大害、凡田遇強戸佃耕、則租穀無取、且遭
毆殺者、所在皆是。呈稟則官長視為細故不理、即理亦遷延
寢擱、終無比追。此正糧累之本。為邑王者、其可忽諸。

(14) 小口彦太、前掲「中国の法と裁判」一七六頁。また、奥村
郁三「戸婚田土の案」『関西大学法学論集』一七卷五号、一
九六八年、参照。

(15) 小山正明「明末清初の大土地所有——とくに江南デルタ地
帯を中心として——」(一)『史学雑誌』六七編一号、一九五
八年。田中正俊「十六・十七世紀の江南における農村手工
業」(一九六〇年)同『中国近代経済史研究序説』東京大学
出版会、一九七三年。森正夫「明清時代の土地制度」岩波講
座『世界歴史』12(中世6)、岩波書店、一九七一年。濱島敦
俊「抗租闘争の再検討(一)——連結甲をめぐる——」前
掲『明代江南農村社会の研究』同、前掲「抗租闘争の再検
討(一)」等。

(16) 濱島敦俊、前掲「抗租闘争の再検討(二)」五五三頁。

北大文学部紀要

(17) 「原文」官司催科甚急、而告租者或置不問。

(18) 濱島敦俊、前掲「明清時代の地主佃戸関係と法制」一六
頁。

(19) 濱島敦俊「北京図書館蔵『按與親審檄稿』簡紹」『北海道
大学文学部紀要』三〇巻一、一九八一年、二二—二二頁。
なお、番号は濱島氏の附されたものである。

(20) 「原文」曾養弘種林廷之田四畝、而通其租、其事甚小。乃
林廷告之該県、批糧三箇、輒誣養弘為搶麥。不知、田係弘
佃、麥係弘物。豈有反行搶劫之理。甚矣、衙官断事之不明
也。

(21) 濱島敦俊、前掲「抗租闘争の再検討(一)」五五八—五五
九頁。また、本稿、四—註(40)参照。

(22) 小山正明、前掲「明末清初の大土地所有(二)」六八頁。

(23) 康熙二〇年(一六八一)刊『嘉興府志』卷一四、官師上、
郡職、嘉興府、知府、皇清。

(24) 「原文」審得、吳鳴羽身充脚頭、而倚富橫行者也。有卜忠
鄉民、向憑祠生袁有三、租種鳴羽田三畝三分、每年議租四
石九斗五升。十四年十月十三日、已完四石六斗、所欠者三
斗五升耳。羽乃具呈該県、批送糧衙、挾以田主之勢、恣行
嚇騙之謀。……擬以重杖。……欠租三斗五升、法應斷給。
所租田畝、退与鳴羽、繳還租約、另行召種可也。

(25) 順治一七年(一六六〇)刊『登州府志』卷一三、職官下、

萊陽県知県、明、および康熙一七年（一六七八）刊『萊陽県志』巻五、官師志、知県、明。なお、『資治新書』巻一、刑名二、提解類、所収の文太青「報窩犯」では、「東萊県令、文太青、諱翔鳳、山西人」と記されているが、文太青の本貫は陝西西安府邠州山水県である（鄒漪『啓禎野乘』巻七、文光祿伝）。

(26) 康熙二十二年（一六八三）刊『金華府志』巻一一、官師一、
國朝推官。

(27) 〔原文〕 吳世禎之抱贖、已經郭令斷結、杖董選儒而追租。奈何、其愆期弗付也。吳生再控、選儒舌結。不可不再杖之、以斥梗令者。

(28) 〔原文〕 審得、黃讓向以田八石七斗、売与邵啓明之父。雖經過割、仍行包佃、此名与而実不与也。至七・八兩年、夏取其麦、秋又取其禾。蓋儼然吾家旧物。而邵之租息、婦鳥有矣。雖猶以局磊致辯、毋乃視貌諸孤乎。但查、原契會載、還銀取贖。果能完璧、当即帰田、此亦無不可者。然逋租之黃讓、不可不杖。

(29) 康熙八年（一六六九）刊『交城県志』巻一二、官政、知県、
國朝、および『清史稿』巻四七六、列伝二六三、循吏一、趙吉士。

(30) 〔原文〕 看得、趙茂、李巨鰲之佃戸也。立約受佃、為巨鰲耕種地土。今秋禾已熟、自応呼田主、看驗收割、而茂乃私

自割歸。鰲子李二、來收秋禾、見田無籽粒、因向趙茂而問之。茂復欺其穉子一人独至、抗不為礼。李二血氣方剛、鬪狼之狀、勃勃欲舒、持拳相向。茂拒不容毆。李二大声疾呼、而地隣韓邦奉・途人李進福、勸解散去。茂揣鰲必行告、已先捏証誣控于本府。蒙批職審。庭鞠時、趙茂・千証、無一到官、而巨鰲二、証述其当日勸解情形、鑿鑿有拋。驗趙茂之妻刺腿瘡疤、平復無痕。至詰其所告凶器、亦並無寸鉄。查、巨鰲所議工佃、則按時給免無負。趙茂既不問田主、而割其禾、又復捏虛誣控、本心重懲、姑念貧民無知、擬杖以警。巨鰲盜毆之訴、茂既係佃人、私割歸家、難同盜論。……伏候上裁。

(31) 乾隆三十七年（一七七二）刊『直隸郴州總志』巻一八、名宦志、循令、國朝、楊藏。なおこの楊藏の項には、
按、五十三年、署興寧。捐俸修志、訟到立決。尤嚴惡佃、并刊示広禁騙。
と記されている。

(32) 〔原文〕 茲奉憲委、來署此邑。惡佃把苗、日每見告。夫目今把苗、則秋成之爭穰、勢所必至。除現在差查究外、合行出示嚴禁。為此、示仰業主並佃戸人等知悉。其已經離耕者、或自種、或另批、任聽從田主之便。其現在承佃者、本年秋成、或臨田均分、或認納租穀、務須照議遵行。從前如有旧欠、視多寡之數、亦必限年清還。在業主止以得租為期、

既已收租、自必聽其佃種、諒無好為更張之理。倘敢逞凶強
硬、抗不給租、及田主因事退耕、公然占踞者、田主完糧之
後、許依狀式簡明具控、以憑嚴拿、足法痛處。除追租外、
定行勒令離耕、並嚴究扛幫濟惡之人、以為佃戶強梁者戒、
云云。

なお、乾隆『直隸郴州總志』卷終、附考、には「禁惡佃占田
示」は所収されていない。

(33) 同「禁惡佃占田示」には、
本県洩宜九載、曾署臨永・阿桂、又曾護理州篆。此種刁風、
在彼教處、事雖間有、不意興寧為独甚也。

(34) 「原文」戸部覆、御史李紱奏、查、康熙二十九年七月内、原
任山東巡撫仏倫奏、直隸・各省、遇有蠲免錢糧之分數、
分作十分、以七分蠲免業戶、以三分蠲免佃種之民。但恐地
方官日久玩忽、業主仍有照常勒取、亦未可定。應照前例通
行各省、出示曉諭、務使業主・佃戶、得沾实惠。至所称左
式等官、視追比佃租、以為利藪、敲朴之威、甚于比較、等

項、查、佐式等官、擅受民詞、例有處分。應令該督撫嚴行
申飭。如有此等情弊、即行查參。奉旨依議。

(35) 周藤吉之「清代前期に於ける佃戸の田租減免政策」(一九
四三年)同『清代東アジア史研究』日本學術振興會、一九七
二年。宮崎一市、前掲「清代初期の租稅減免について」。經君
健「論清代蠲免政策中減租規定的變化——清代民田主佃關係
政策的探討之二——」『中國經濟史研究』一九八六年一期、
參照。

(36) 滋賀秀三、前掲「清朝時代の刑事裁判」五六頁、參照。

(37) 「原文」雍正三年四月、戸部議准、光祿寺卿杭奕祿奏、請
勅下江南督撫、行令蘇松二府之州縣、凡有田之人、于恩免
額徵錢糧數内十分中、減免佃戶三分。……其租田之佃戶、
亦不得借端圖賴于減數之外、將田之額數、短少不還、致業
戶輪賦有歛。倘有此等頑佃、業戶呈告、該地方官察出實情、
亦從重責治。

(38) 經君健、前掲「論清代蠲免政策中減租規定的變化」七一頁、
參照。

四、《抗租禁止条例》制定以後の抗租禁圧

(i) 中央レベルの判決例

雍正五年（一七二七）の《抗租禁止条例》成立の後、抗租をめぐる具体的案件において、当該条例はどのように運用されていたのであろうか。本節では、中央政府レベルの判決例について若干の分析を加えることにしたい。

《抗租禁止条例》によって杖八〇という刑罰が規定された佃戸の抗租は、官が執行し得る刑の上からは当然のごとく「州県自理の案」に含まれるものであり、抗租のみの事案が中央政府の裁判で取扱われることは基本的には有り得なかった。従って、ここで分析の対象となる具体的事例は、すべて「題結の案」といわれる人命案件であるが、但し、佃戸の抗租が何らかのかたちで事件に関連していたというものである。以下、中国で刊行された二種類の史料集『康雍乾時期城郷人民反抗闘争資料』⁽²⁾および『清代地租剥削形態』⁽³⁾によって紹介された乾隆『刑科題本』の中から、該当するいくつかの事案について、その概要を提示した後、抗租の問題がどのように処理されていたのかを具体的にみていくことにしたい。

①「刑部尚書尹繼善等題」乾隆三年（一七三八）五月一四日付、広東肇慶府新興県の事案、⁽⁴⁾

地主欧効堯はその所有田土を佃戸温明宗に小作させていた。乾隆元年（一七三六）、明宗が租穀三石六斗を滞納したために、欧効堯は新興県に告訴し、県は明宗に欠租の全額納入（「清交」）を命じた。翌二年（一七三七）七

月九日、欧効堯の弟効禹が収租に出向いたところ、温明宗は前年分の滞納額を差引かれることを恐れ、本年分の租穀納入の前に領収書（「収字」）の発給を要求した。しかし、欧効堯はそれを認めず、両者の間で諍が起った。明宗が殴りかかって行くと、効禹は火磚を拾って投げ付けたが、その火磚は明宗の背後に座っていた養女陶亜妹の頭部（「額門」）に当たった。亜妹はその傷が原因でまもなく死亡した。

この一件を審理した署広東巡撫王蕃は、「戲殺誤殺過失殺傷人律」の適用によって死刑（「絞・監候」）に処すべきことを擬すると共に、それと併せて

温明宗は、合に「奸頑の佃戸で、租課を拖欠し、田主を欺慢する」という例に依って、応に杖八十・折責三十板とすべきであるが、已^ナ経に例に照らして、先に「刑の」^{（五）}発落を行なっている。所欠の租穀三石六斗については、數に照らして「温明宗から」田主欧効堯に追給し収領させる。其の田については、仍^{（五）}に田主が另^{（五）}に批佃（租佃契約を結ぶこと）を行なうことを聴す。

という具題を行なった。中央の三法司——刑部・都察院・大理寺——は王蕃の定擬通りに「完結」すべきことを答申し、最終的に乾隆帝の裁可を受けたのである。

②「署刑部尚書阿克敦題」乾隆十九年（一七五四）一〇月一七日付、浙江金華府東陽県の事案^{（六）}、

地主斯守通が所有する土名深塘頂の田十一畝は、佃戸斯狗が小作していたが、斯狗は歴年に亘って佃租を滞納していた。乾隆一八年（一七五三）の三月中に、斯守通は斯狗に対して、滞納分の佃租を帳消しにする代わりに、斯狗を退佃させて自ら耕作することを通知した。五月三日、斯守通は兄守武および弟連祖と共にその田土で田植（「挿秧」）を行っていたところ、それを聞き付けた斯狗は斯九・斯流海・斯南龍と共に天秤棒・鋤柄を担いで阻

止しようとして来た。そのために双方の間で械闘状態となった。斯守通が天秤棒を拾って斯流海を殴ろうとしたところ、斯九の頭部（「額門帯右」）に当たってしまった。また、駆け付けて来た守通の侄の斯木は、斯九が叔父を殴打しようとしているのを見て、天秤棒を拾って打ち下ろしたところ、これも斯九の頭部（「頂心」）を傷つけることとなった。その晩、斯九は死亡した。

浙江巡撫周人驥は審理の結果、斯守通による傷を致命傷と判断し、「共に人を殴って傷の全てが致命となり、当時は未だ死なずに過後に身死したという若^なときは、当に何の傷が死を致したかを究明し、傷の重い者を以て罪に坐すべきである」という乾隆五年（一七四〇）の条例^{（七）}によって守通を「絞・監候」に擬すると同時に、

斯狗は田を佃〔種〕しながら抗租したのであり、毀^やいた秧の計値は多く無いので、「その」軽罪については〔問〕議しないのを除く外、合に「奸頑の佃戸で、租課を拖欠し、田主を欺慢した者は、杖八十とする」という例に依って、杖八十とすべきである。但し「斯狗は」衆を糾^あめて阻種し、「結果として」人命〔事件〕を醸成したのであるから、「その」罪は律〔例の規定〕より浮^あくなるのであり、応に枷号一個月を加えて示^し儆^めるべきである。仍^もに「斯狗から」所欠の租穀^{（八）}を追〔徴〕して斯守通に給して收領させる。……田については斯守通に帰して管種させる。

という具題を行なった。三法司の会議は、周人驥の具題の内容をそのまま承認したのであった。

以上の①②の事例は、佃戸の抗租を発端として人命案件が醸成されたものである。共に当該佃戸は直接的な加害者・被害者の立場になかったが、但し、人命案件を惹起する原因となった抗租について《抗租禁止条例》が適用されたもの——②では人命の醸成というかどで枷号一個月が加えられている——である。

しかしながら、同じく乾隆『刑科題本』には、次のような事例をも見出すことができる。

③「署刑部尚書阿克敦題」乾隆一六年（一七五〇）六月三日付、福建漳州府龍溪県の事案、⁽¹⁰⁾

陳方は兄陳和と共に地主黃元碧の田一段を小作し、租穀二四石を納入することになっていたが、毎年、佃租を滞納していた。乾隆一五年（一七四九）一〇月一三日、黃元碧は佃戸陳方等が今年も佃租を払わないのではないかと考え、弟黃周と共に林和の船を雇い、佃戸に無断で稲を刈り取って今までの欠租分に充たせようとした。元碧等がまさに稲を船に搬入していたとき、ちょうどそれを見た陳方は船のところに来て阻止しようとした。船上において黃周と陳方との間で格闘となり、陳方の手にした竹竿が黃周の頭部（「頂心の偏右」）に当たった。そのため黃周は足を踏み外し、河に落ちて溺死した。

加害者陳方は「鬪毆及故殺人律」によって「絞・監候」に擬せられたが、陳方と共に佃租を滞納していた陳和についても、福建巡撫潘思榘の具題では、

陳和については、抗租して還^まわなかつたのであるから、合に「不応重律」に依って杖八十とすべきであるが、例に照らして先に折責「三十板」によって発落を行なっている。所欠の租穀については、陳和の名下より「數に」照らして追「徴」し「田」主に給して收領させる。田については、黃元碧が「別に」召佃するか「自ら」管耕するかを聽^きず。

と記されており、抗租そのものに対する処罰が擬せられている。おそらくは、潘思榘の具題通りに三法司による答申が行なわれ、乾隆帝の裁可を受けたものと思われるが、ここで特に留意しなければならない点は、陳和の抗租に対して「不応重律」による擬律が行なわれていることである。

④「刑部尚書鄂彌達等題」乾隆二三年（一七五八）三月二日付、広東広州府清遠県の事案、⁽¹²⁾

地主羅連富は田土二六畝八分八厘八毛余を所有していた。乾隆一四年（一七四九）、羅連富は江永隆および彼の姪子江裔均・江亜瑞の三者と租佃契約を結び（「批佃」）、江永隆等は批頭銀三二両を支払い、毎年三五石の租穀を納入することになった。乾隆二〇・二一兩年（一七五五・五六）、佃戸江永隆等は租穀二六石四升五合を滞納した。乾隆二一年（一七五六）一月、羅連富は永隆等が小作している田土のうち、二〇畝一分六厘六毛三糸を監生の陳儒威に売却した。その時、連富は陳儒威と共に、売却した田土については租佃契約を破棄して儒威が別に召佃すること、および残りの六畝余については今まで通り江永隆等に小作させることを、永隆に通知した。その後、陳儒威は購入した田土を李会受・李孟奇に小作させた。しかし、羅連富が批頭銀を返済しなかったため、江永隆の子江接章と江裔均・江亜瑞は退佃を認めなかった。乾隆二二年（一七五七）三月一三日、三人が当該田土で犁耕していたところ、李会受・李孟奇がやって来て、双方の間で諍となった。李孟奇は江裔均に棍棒で背骨を殴打され、次いで江接章と同じく棍棒で右胸を傷つけられ、帰宅した後死亡した。

三法司および吏部・兵部の会議は、江接章による傷を致命傷と看做し、接章を「絞・監候」に擬した。この事案処理の一環として、署広東巡撫周人驥の具題にはまた、

羅連富については、田を転売しておきながら、批頭銀両を（「江永隆等に」）還さず、罽端を啓いて致ったのであるが、先に「刑の」発落を行なっている。羅連富が未だ交していない批頭銀三十二両については、江永隆等の拖欠した租穀二十六石四升五合、「その」時の価値で銀一十五両六錢二分七厘と、応に扣抵を行なうべき「であり、

それ」を除く外、尚お欠している銀一十六兩三錢七分三厘は、応に羅連富に令じ數に照らして江永隆等に交還して収領させるべきである。陳儒威が羅連富より買受した田二十畝一分零については、応に李會受が佃耕することを聴すべきである。羅連富の剩りの田六畝零については、亦た羅連富が「江永隆等を退佃させて」別に批佃することを聴す。⁽¹³⁾

と記述されている。退佃時に押租（「批頭銀」）を返済しなかった地主羅連富、および事件の発端となった「租穀を拖欠した」江永隆の兩者には「不応重律」適用による処罰が擬せられているが、この内容は、そのまま乾隆帝の裁可を得たのであった。

⑤「戸部尚書兼管刑部事務英廉等題」乾隆四三年（一七七八）一〇月一九日付、浙江台州府僊居県の事案、⁽¹⁴⁾

陳国玉は地主呉明端の所有する田土八分を小作し、毎年、穀・麦の二租を納入することになっていた。しかし、乾隆三九年（一七七四）、陳国玉は租穀七斗五升・麦租八升を滞納した。四二年（一七七七）七月、国玉は小作田のうち三分を地主に無断で陳阿添に転佃し、「租錢」一十文を得ると共に、四三年（一七七八）以降、租穀六斗を阿添が国玉に対して支払うように取決めた。四二年（一七七七）の秋成後、陳国玉が租穀六斗を滞納したために、地主呉明端は国玉から小作田土のすべてを取上げ、その八分の田を呉欽本に小作させた。一〇月八日、陳阿添はすでに三分の田に麦を蒔き終っていた。一〇月二二日、呉欽本がその田を翻耕していると、陳阿添が陳国玉と共に駆けて来て、それを阻止しようとした。その時、近くの田で農作業をしていた呉佳相・呉鑑治親子が兩者の諍を仲裁するためにやって来たが、陳国勝が佳相を罵倒したために、鑑治は鋤柄で国勝の背中を殴打した。陳国勝の子陳国仁は逆に、天秤棒を持って呉佳相の背後からその右こめかみ（「右太陽」）を殴りつけた。呉佳相

は次の日に死亡した。

加害者陳国仁は「鬪毆及故殺人律」によって「絞・監候」に擬せられたが、浙江巡撫王亶はその具題の中でさらに、陳国玉は欠租して清はわず、復た佃田を転租して釁を起こしたのであり、亦た不合ふとぎで属ある。応に「不応輕律」に照らして笞四十とすべきである。所欠した吳明端の穀・麦〔二租〕并びに陳阿添の租價銀一千文については、「數に」照らして追〔徵〕し「各々に」給して〔収〕領しせる。¹⁵⁾

と述べている。陳国玉の「欠租不清」に対しては、「不応輕律」の適用による笞四〇という刑罰が擬せられているのであり、これもまた乾隆帝の裁可を得たのであった。

以上の③④⑤の事例もまた人命に関する事案であり、直接の加害者がすべて死刑に処せられている一方で、事件の発端となった抗租・欠租に対しては「不応重律」或いは「不応輕律」が適用されているのである。

以上、各省の巡撫の定擬および三法司會議による答申を経て、最終的に乾隆帝自身によって裁断された人命事案五例について見てきたが、各々の事案の発端となった事柄は①「欠租」②「佃田抗租」③「抗租不還」④「拖欠租穀」⑤「欠租不清」というように、すべてが佃戸の抗租・欠租であった。乾隆年間にはすでに《抗租禁止条例》が存在しているにも拘らず、中央政府の処置は、巡撫の定擬をそのまま承認したものであるとはいえず、《抗租禁止条例》の適用のほかに「不応重律」の適用、或いは「不応輕律」の適用というように、各々の事案によって異同が見られるのである。この事実は、「刑名の総匯」たる刑部を含む中央政府の裁判でも、本来的に「細事」「小事」に該当する抗租に対してはさほど厳密な擬律が要請されていなかったことを明示しているといえよう。すなわち、抗租の取締・禁圧における法の適用という面で、《抗租禁止条例》と「不応為律」との間に実質的な違いはほとんどなかったのである。

それと同時に、以上の五事例のうち①②③④の四例では、抗租した佃戸の処罰と共に当該佃戸の退佃が命じられている。特に④では、「批頭銀」という押租慣行が存在しており、佃戸の欠租額が押租額を超過していないにも拘らず、国家権力による退佃が強制されているのである。こうした巡撫および中央の処置にも注目しておきたい。

(ii) 地方レベルの禁令と抗租禁圧の実態

前節では、『抗租禁止条例』の中央政府レベルの裁判における運用の実態について少しく見てきたが、本節では、当該条例制定以後の各地域における抗租禁圧状況について、特に地方レベルの禁令に基づく抗租の処理と当該条例との関連に焦点をあてて検討することにした。但し、筆者の非力から、ここでは湖南・広東・江西・福建・江蘇の六省について若干の分析を行ない得るのみである。

〈湖南〉『湖南省例成案』に所収された湖南の地主―佃戸関係および抗租に関する豊富な内容については、すでに多くの研究による紹介・分析がなされているが、⁽¹⁷⁾同書、戸律、田宅、卷四、「示禁買田贖找、承継逼嫁、剥削佃戸、枯骨朽棺、驅逐苗中铁匠、借貸苗債各案」乾隆二十一年（一七四六）―二月一四日付、には、次ような記載が存在する。

一、佃民を剥削し、苛索・役使するといふ積習については、「上憲の」嚴禁（の命令）を賜わるよう請うものである。查べたところ、定例内には「凡そ地方の郷紳で、私かに板棍を置き、擅に佃戸を責めた者は、『違制律』に照して議処し、衿監は衣頂を革去して、杖八十とするが、其の收贖を准す。……奸頑の佃戸で、租課を拖欠し、田主を欺慢する者が有るに至^ついては、杖八十とし、所欠の租は、數に照らして田主に追給させる」等因と開かれている。煌煌しい定例は、備極めて嚴明である。夫れ貧苦な小民は、「所有する」地が立錐も無ければ、大戸・

富人に向して、田土を佃種し、「收穫した穀物で」租課を完めることを除く外、「その」餘で仰事・俯育の需に供するであり、本より良民に属している。……乃が卑職が查得べたところ、楚南の習俗では、凡そ小民が田を佃〔種〕するには、俱て進庄礼銀、又の名を写田銀というものが有り、田一畝を〔佃〕種するごとに、進庄銀を需用められること、一両から二両に至るまで不等である。〔佃戸は〕必ず先に此の銀を田主に交送し、然る後に其の承田を允されるが、畝ごとの納租〔額〕は、一石から以て一石幾斗・二石に及ぶまで不等である。此の外に、更に雜派が多く、新米という一項が有り、畝ごとに一升から二・三升に至るまで不等である。又た新鶏という一項が有り、一十畝ごとに一隻から兩・三隻に至るまで不等である。更に鶏鴨蛋・柴薪・糯米・年節肉を需索し、及び收租人が小利を執盪する等の項が有って、〔佃戸は〕層層と剝削されている。……業に前の撫憲蔣〔溥〕に、進庄礼銀等の項を、剴切に飭禁して蒙いたことは、案に在る。応に憲恩を俯賜わり、「楚南の」各属に通行し、田主が佃民を剝削する種種の陋習を、広く示禁を行ない、并せて木榜を刊設し、保甲人等に交互して、通衢に豎立させ、「田主に」止だ正租を收取することだけを許し、稍も雜派が有り、及び進庄・写田等の銀を〔取立てよう〕と希図して、頻頻と佃〔戸〕を換え、窮民に「生活のために頼る」所を失わ令るよう致しては得ないよう、請うべきである。……如し佃戸人等が、此れに藉りて田主を欺慢し、租穀を抗騙するならば、亦た〔上憲が〕飭行し、例に照らして〔佃戸を〕杖徹・追究するよう請う。〔そうしたならば〕則ち主・佃が相安じ、兩〔方〕が虧累することも無いであらう。

ここに提示した史料は、雍正二二年（一七三四）から湖南の長沙府安化県知県、乾隆四年（一七三九）から永順府龍山県知県を歴任し、同九年（一七四四）以降、永州府道州知州に就任していた段汝霖の詳文の、全七条にわたる提

議の中の第四条の部分的な記載である。汝霖の記述の主題は、湖南の地主―佃戸関係に見える慣行（習俗）としての進庄礼銀をはじめ、地主の佃戸に対する苛酷な収奪の禁止を求めたものであるが、ここで特に注目したいのは、こうした地主の収奪に関するものではなく、知州としての段汝霖の詳文において《抗租禁止条例》が引用され、これに依拠して佃戸の抗租に対処（「杖徹・追究」）すべきことを上請している点である。段汝霖在任下の道州では、おそらくは《抗租禁止条例》によって抗租の取締および佃戸の処分が行なわれていたのではなからうか。

次に、張五緯『涇陽張公歷任岳長衡三郡風行録』巻一、岳州府、「扎飭各邑查辦刁佃控案」は、嘉慶四年（一七九九）に岳州府知府に就任した張五緯が府下各県に出した通達命令であるが、そこでは次のような内容が記されている。

刁佃の欠租・踞庄は、厳しく飭じて速やかに断迫を行ない、以て訟端を杜すようにさせる事に為いて。照得べたところ、「田主が」産を置つて佃（戸）を召くことは、「田主・佃戸の」両「方」に裨益することの有る挙であり、「佃戸が」畝を按じて租を交めることは、大勢として皆然の事である。且つ田主が毎年、「国家に」糧を輸め、「軍」餉を納め、口を活させ家を養うことは、全て斯れ（租）に頼っているのである。歳ごとに豊・歉が有り、田ごとに肥・磽が有つて、「租を」応に減すべきか応に交うべきか、自ずから常例が有るとは雖も、議に照らして田（の面積）を按じて「租を」完納することが、最も公平に属するのである。何以して「佃戸が」抗欠・踞庄し、竟に刁佃が風（潮）と成ることに至るのであるか。其の故を推原するならば、「佃戸は自分の小作する」庄・居住する」屋が遠遠なのを恃むので非ければ、即ち田主の愚懦さを欺くのである。更に「自らが」仗みとして以て其の刁さを逞にすることの可る者が有る。一たび田主の控迫を経たならば、即ちに応に交めるべき租穀の半を以て、原差に賄嘱し、遂に安然として無事であることが可るのである。……是れ田主は空しく無租の賦を

賄い、佃戸は反つて無田の租を享〔受〕している。此れに由つて刁風は日々に盛んになり、之を言うならば殊に痛恨に堪えない。総ては有司が率ね租の告えを以て細故を為し、蠹役も随で官法を弁髦の如く視していることに因る。〔蠹役は〕既に賄を受けて佃人を包庇うだけでなく、復た票を持つて田主と盤算したりもする。縦使え〔佃戸から〕此須かばかり追得てたとしても、併且に烏有に化為てしまふ。歴任〔の有司〕が相沿し、悪習と成つて致つたものである。若し法を立てて嚴飭しなければ、何以して刁蛮を倣めて、良懦を安んじることができようか。〔告〕示を出して曉諭することを除く外、合に亟かに札飭すべきである。此の為に、該県に札仰して、立即ちに遵照させる。嗣後、如し田主が刁佃の欠租・踞庄等の〔事〕情を控告することに遇つたならば、查明べて如し積年の積欠で係り、〔欠租の〕為数が少ないとは雖も、及び年歳が豊収であるのに新たに多くの租を欠し、併に佃戸が田主の錢・穀を借貸しながら積欠して未だ清つていないならば、佃戸を差喚して到案させ、査照べて、原もと進庄銀兩が有つたならば、その数に照らして抵償させる外、所有ゆる餘欠については、仍り即ちに嚴しく〔佃戸を〕比追して〔田主に〕給領させ、〔佃戸を〕勒令に出庄させ、〔田主には〕別に〔新たな佃戸を〕召いて耕作させるように行ない、悪佃が抗〔租〕・踞〔庄〕するに任聽せて、春に至つて〔佃戸から〕起田できなようになつては得ない。

この張五緯の通達では、まず当該地域の「刁佃」「悪佃」による抗租および「踞庄」の実態が述べられているが、こうした状況は一面では佃戸と官司の末端に位置する衙役との癒着によつて現出していた。この記述の中で特に注目したいのは、官権力が地主の「告租」を「細故」と看做しているという点である。この時期に至つても、州・県レベルの裁判では抗租・欠租の問題は「細事」「小事」という認識が依然として存在していたのである。それと同時に、張

五緯が各県に命じた対応策のひとつとして、抗租した佃戸から滞納佃租を追比する一方で、当該佃戸を官の強制によって「出庄」させることが明記されている。⁽²³⁾この点をも併せて留意しておきたい。

〈広東〉《抗租禁止条例》制定後の広東に關しては、光緒『清遠県志』巻首、に、雍正二年（一七三四）七月三日付の広東総督鄂爾泰による「嚴禁売産索贖、暨頑佃踞耕通租告示」が所収されている。ここではまず、広東全域に対する当該告示の内容について見ていくことにしたい。

照得べたところ、……更に佃人が田地を批耕し、如し租課を拖欠したならば、応に田主が別に佃〔戸〕を召いて批耕することを行なうのを聽すべきである。乃が粵東の頑佃は、田が伊の村に坐落していることを以て、耕種を把持し、租穀は年が終つても〔田主には〕清われない。或いは田主が批を改めて佃〔戸〕を別にしようとするとして、則ち〔佃戸は〕頂手・糞質の名目を藉稱して、〔小作田に〕踞つて世業と為しており、田主が改批することを容さず、亦た別人が承耕することも容さず、逞凶に撒潑し、往々にして命案を醸成している。更に一種の奸悪の佃戸が有り、田主〔の居住地〕が相隔てて篤遠なるを欺いて、竟に田地を改坵易段し、私に盜売を行ない、〔それが〕発覺して查追されるに及至んで、則ち止だ売剩した田を〔田主に〕退回している。而るに田主は〔租佃契約後の〕年月が久遠であることに因つて、稽考する從べが無く、遂に田が去つたのに糧が存り、累を賦すこと底が無い。種種の積弊は、均しく人心・風化に關わっている。合に〔告〕示を出して嚴禁すべきである。此の為に、〔告〕示によつて〔總〕督〔所〕属の官吏・軍民人等に諭して知悉させる。嗣後、……佃戸に至いて、如し租課を拖欠し、及び〔田〕主の業を盜売する者が有たならば、即ちに律に照らして分別に治罪し、所欠の租、及び所得の花利については、俱に〔數に〕照らして追〔徴〕し〔田〕主に給わせる。其の田については、

勅令に業主に退還させ、〔業主が〕別に佃戸を召いて批耕するように行ない、頂手・糞質の名色を藉称して、強に恃んで〔小作田を〕踞佔することを許さない。各々宜しく凜遵して違つては毋い。

この史料は、広東における「頑佃」「奸佃」による抗租の風潮化という現実に対して出された総督鄂爾泰の禁令であるが、記述内容からして中央の《抗租禁止条例》を前提としたもののように思われる。特に、佃戸による抗租と田土の盗売とに対して「律に照らして分別に治罪する」と書かれている点は、抗租と盗売とを各々〔分別〕法に基づいて処罰すべきことを命じたものであろう。すなわち、抗租に対して適用される「律」とはまさしく《抗租禁止条例》を指すものと理解すべきである。それと同時に、この告示においても、抗租の摘発・処分を受けた佃戸に対しては、小作田土からの退佃が強制されているのである。

乾隆二年（一七三七）に羅定州知州に就任した遠英もまた、次のような告示を残している。遠英『誠求録』卷一、告示、所収の「為勸諭佃戸交租、以免控累事」は、

照得べたところ、佃人が業戸の田地を批佃したならば、仰事・俯育することは、斯れから取給しているのである。業戸は佃力に藉りて以て收租していると雖も、而して佃人も則ち業戸に頼つて以て生〔活〕を資けているのである。……無如、羅属の有等の頑佃は、〔田土を〕承批して手に致したならば、意に任せて租を拖する。田主が〔道〕理として〔欠租を〕討めようとしても得ず、勢として必ず別に〔新たな佃戸を〕召いて耕〔作〕させようとするが、彼は則ち距んで与めようとはせず、或いは逞凶にも〔新しい佃戸を〕毆逐したり、或いは党を統いて〔作物を〕毀耗したりし、竟に他人の糧田を、自己の世業と視為している。〔田主の〕控えが官に到るに迫んで、〔抗租した佃戸は〕法を按じて懲治され、押令に租を完めて退田させられるが、〔佃戸は〕則ち云う「田の耕

すものが有るならば則ち生きるが、田の耕すものが無ければ則ち死ぬ」と。……茲に収割の候に値つて、合に〔告〕示を出して勸諭すべきである。此の為に、〔告〕示によって闔属の耕佃人等に仰じて知悉させる。嗣後、各々が天良を具え、凡そ業戸の田畝を批耕したならば、努めて宜しく批に照らして租を交めるべきであり、〔收穫した穀物を〕花費してしまい〔租を〕拖欠しては得ない。「田の耕すものが有るならば則ち生き、田の耕すものが無ければ則ち死ぬ」という語を、収割の時に記誦し、自ら必ず期〔限〕を按じて〔租を〕交納し、〔抗租・欠租したために田主に〕控えられて〔租を〕追〔徴〕され、〔官の〕押によって退〔佃〕させられることに致らないようにせよ。⁽²⁶⁾

と記述されている。この羅定州においても「頑佃」の抗租（「任意拖租」）は一般化していたが、秋成の時期に当たって、期限を遵守して佃租を地主に納入するよう、佃戸（「耕佃人」）に改めて促すことが、遠英の告示の目的であった。ここでも、遠英の認識として、地主による佃戸の抗租の訴えを受理した官権力が、当該佃戸を処罰すると共に小作田土から退佃させるという処置が当然のこととして記されているのである。

〈江西〉雍正十一年（一七三三）—乾隆七年（一七四二）の江西按察使、凌燾の『西江視臬紀事』卷二、詳議、「平錢佃・禁祠本・嚴霸種条議」の「嚴霸種」に関する部分は、当該地域における一田兩主慣行（田皮・田骨）および田皮を基盤とした抗租について叙述しているが、抗租に対する官側の処置についてもきわめて興味深い内容を含むものとなっている。

一、「佃戸が」抗租・覇種し、「田」業が「田」主「の思う」に由せないという「習」俗は、宜しく禁じるべきである。……刁奸の佃戸は、輒ち「田主が」起耕することが能ないことに恃んで、遂に租を逋して清わず、「その

結果〕歴年の「滞納佃租の」積累が、動もすれば数百石を盈るほどである。田主が之（佃租の納入）を催〔促〕しても応ぜず、之（田土）を起げようとしても能ず、官に鳴え、究追してもらわれないわけには得ない。而るに地方の有司も、又た業〔戸〕が富み佃〔戸〕が貧しいことを以て、「滞納分の佃租を」量追して事を了らせてしまふのを未だ免れない。之を究めるに、「田主が」応に得るべきである租の、十〔分〕の一・二も無いのである。現在、各属の此れに類する案〔件〕は、一而足くはないのである。查べたところ、田皮・田骨という名色は、相沿いて已に久しいのであり、固より刁俗の移め難いものに属する。但だ田皮は「佃戸が小作田土に投下した」工本から起こったのであり、而して工本は究めれば成数が有る。応に「以下の如く各地域に」通行して飭示するように請うべきである。凡そ佃戸で抗租して三年も清っていないことに至っている者が有たならば、即ちに所欠の租穀を、時〔価〕に照らして折価し、工本に抵作する。如し「何年も」累欠して清わず、「その額が」工本の数を逾えた者は、即ちに業戸が起佃して另〔の佃戸〕に賃することを許し、佃戸が仍として工本・田皮の説に借りて、強やり抗〔租・覇〕占を行なうことは許さ無い。違う者は「占耕」を以て「その罪を」論ずる。倘し佃戸の額租が缺けることが無いのに、業戸で額外に勒に「収奪を」加え、「それが払われないと」逋欠と指為する者は、一并せて罪を論ずる、と。「そうしたならば」庶と主・佃が両に偏競すること無く、而して争端も息すことが可るであらう。

この記載によれば、当該地域における田面権（田皮）は、佃戸が小作田土に投下した「工本」を基盤として成立していた。⁽²⁹⁾ こうした認識のもとに、凌疇は抗租への対応策として、佃戸が滞納した佃租額とすでに投下した「工本」額とを差引き、前者が後者を超過した場合に地主の「起佃」（小作田土の取上げ）を許可するという、きわめて具体的

な措置を提言しているのである。同時に、それにも拘らず、依然として抗租・霸占を行なう佃戸に対しては「占耕」の罪に当てて処罰することを明記している。ここでは、抗租・霸占という行為を処断するものとして《抗租禁止条例》の存在は視野の外におかれているのであり、「占耕」という記載からして、戸律の「盜耕種官民田」条——刑は最高でも杖九〇——の適用が考えられていたと思われる⁽³⁰⁾。

抗租した佃戸の処罰に関して、江西にはいまひとつ注目すべき史料が存在する。すでに著名なものであるが、乾隆三五年（一七七〇）、寧都直隸州仁義郷に建立された石碑に刻まれた、所謂「寧都仁義郷横塘陸茶亭内碑記」⁽³¹⁾である。ここでは、当該碑文の中の全七条からなる「奉憲嚴禁條款」の第七条「刁佃欺詐抗租」の記述を特に問題としたい。

查べたところ、糧は租に従つて辦^{まな}われる。田主の心^{こゝろ}に納めるべき税が、既に毎年欠^{たつ}が無いのに、佃戸の特頑^{かたくな}な抗租を、豈^{どう}して竟に「放」置して追「及」しないで容れようか。今、各項の郷例のうち、其の已に甚しい者は、久しく「上憲の」革除（の命）を奉じながらも、今日久しく禁は弛み、復た「田主による」苛索^{きさく}を生じている。茲に本署州は、前案を查照して、再び永禁を行なう。佃戸に在っては、許多の浮費を省かれたことを以て、其の心に「田主に」還^{かへ}うべき租については、自ら当に毎年額を按じて清楚^{せいじゆ}すべきである。如し敢えて前の仍りに刁抗したならば、田主が「官に」その究「明」を稟^{まが}うことを許す。現年の租〔を抗租した場合〕は、即ちに佃戸を責懲し、「期」限を勒^まめて清還させる。「租の」欠が二年・三年に至る者は、枷号一月・重責三十板とし、仍に租を追「徴」して「田」主に給^たわせる。欠が三年以上に至る者は、佃戸を枷号四十日・重責四十板とし、租を追「徴」して完^{おそ}めた日を俟^{まち}つて、驅逐して出境させる。如し退脚銀兩が有ったならば、即ちに田主に令^まじ数に照らして「佃戸に」給還させ、別に招佃を行なわせる。倘し佃戸が原もと欠租していないのに、而るに田主が「恣意的な

需索が遂きないことに因つて、租を故意に収めず、「その佃戸を」抗租として提控した者は、仍り誣告の罪を以て治する。⁽³²⁾

「賦は租より出づ」(「糧は租に従りて辨われる」)は、この時期、すでに自明の社会通念となつていた。当該史料の記載によれば、この通念に基づいた官権力による抗租の処理と佃戸の処罰とが、この寧都州では《抗租禁止条例》と比較してより具体的なものとなっているのである。すなわち、第一に、佃戸の抗租した年限によって刑罰の度合が三段階に分けられている。第二に、一年(「現年」)のみの抗租に対しては、佃戸の「責懲」が規定されているが、この場合は州県官の裁量による軽微な処罰に留まるものであろう。⁽³³⁾第三に、抗租した年限が二・三年と三年以上との二つの場合について明確な刑罰が規定されている。前者の場合、「重責三十板」杖八〇は《抗租禁止条例》の処罰に相当するが、さらに枷号三〇日を加えられている。後者については「重責四十板」杖一〇〇であり、さらに枷号四〇日に加えられている。共に、量刑的には《抗租禁止条例》の規定を超過したものとなっているのである。第四に、抗租した佃戸に対しては、滞納佃租完納後に「驅逐出境」させることが規定されているのである。

この江西の二つの事例は、《抗租禁止条例》が地方レベルの抗租禁庄の面ではほとんど現実的意味を持ち得なかつたことを明示しているといえよう。特に寧都州では、事実上、《抗租禁止条例》とは全く異なつた内容をもつ、地方独自の抗租処理・佃戸処罰の規定を現出させていたのである。

〈福建〉《抗租禁止条例》制定以後の福建では、抗租禁令に類するものとして、『福建省例』の中に次のような記載を見出すことができる。すなわち、同書、卷九、税課例、に所収された、乾隆四九年(一七八四)の「根契納税、就佃征糧、舩船烙号給照、軍流分都安置」(全四項)の第一項「請飭根契納税、以杜刁抗、以裕国課也」である。

查べたところ、閩省の田根という名色は、業に雍正八年、乾隆二十七・二十九等に於いて、疊ねて〔上憲の〕禁革〔の命〕を奉じており、全ては地方官が実心に經理することに在る。如し〔佃戸が〕契買の根田で係ること藉りて、租穀を逋欠したり、或いは〔田〕根〔を所有していること〕に恃んで田面をも奪おうと謀ったり、或いは一つの〔田〕根を数家に分売したりして、以て業主が收租し難いことに致した者が有り、一たび〔業主の〕控告が官に到った経らば、即ちに確情を訊明し、律に照らして〔佃戸を〕究治し、〔田根の〕佃を追〔徴〕して充公とし、田は業主に帰して、別に召佃を行なわせ、〔官に〕呈明して〔新たに佃戸に田を〕批給して耕〔作〕・納〔租〕させる。倘し刁頑の佃〔戸〕が、敢えて田が伊の手に在ることを以て、〔業主が召佃することを〕阻撓して〔相変わらず田を〕霸占したならば、即ちに〔その佃戸を〕嚴拘して到案させるように行ない、重きに従つて詳辦する。

同書、卷一五、田宅、「禁革田皮・田根、不許私相買賣、佃戸若不欠租、不許田主額外加增」に見られるごとく、福建では雍正八年（一七三〇）以来、田面権（「田皮」「田根」）に対する禁令が度々出されているが、この史料もまたその一環に位置するものである。ここでは、田面権に依拠した抗租をはじめ、三つのケースについて「律」に基づく処罰（「照律究治」）が明記されているが、抗租に関しては上述の広東の事例のごとく、《抗租禁止条例》がこの場合の「律」に該当するのではなからうか。

福建にはまた、州県レベルの抗租禁庄の実態を聊か窺わせる二つの史料が存在する。共に「前稿B」で紹介したものであるが、まず雍正十一年（一七三三）刊『崇安県志』卷一、風俗、附載の割註の中に、次のような記載が見られる。

糧は田従り出て、課は租に頼って輸められる。官に居る者は、錢糧〔の徴収〕が軍國の重務であり、「官としての」考成に依関わるものであると以為え、「錢糧の」徴比の期には、賦〔税〕を逋した者を讐の如く視し、「その者を」箠楚して恤れむことも弗い。佃戸の抗租に至つては、細事であると以為え、或いは郷長に批じて〔実情を〕査覆させたり、或いは郷長に着いて「滞納分の佃租を」催還させたりする。郷長も亦た、「抗租を」細事であると以為え、「官の命令を」置して聞かなかつた若にしては、「官が佃戸の」差拘を准すに及んだとしても、差役も又た、「抗租を」細事であると以為え、「召喚状を」齎発した後に、任意に「その一件を」沈擱してしまふ。幸いにして「佃戸が」到案したとしても、官は欠租した者が多く貧民であることを以て、従つて之を姑息にしてしまふのである⁽³⁶⁾。

建寧府崇安県では、この時期、すでに地方官権力と郷長とが一体化した形態で抗租の取締・禁庄のためのシステムが成立していた。しかし、それにも拘らず、抗租そのものを「細事」と看做して軽視するという傾向は、県官・差役・郷長の各々の段階において依然として存在していたのであり、結局のところ、抗租の禁庄はほとんど実効性をもち得なかつたのである。

次に、乾隆二二年（一七五七）刊『永定県志』巻五、兵刑法、刑法、には、

拔苗・強割したならば、搶奪律に依つて科断する⁽³⁷⁾。

という記載が存在する。この記載には割註が附されており、そこでは当地における田皮・田骨慣行の存在および田佃騰貴に伴う佃租額の上昇について述べられ、最後に「然れども亦た〔佃戸は〕往々にして欠税・霸耕している」と書かれている⁽³⁸⁾。すでに「前稿B」でも指摘したごとく、当該史料の本文と割註とを連関させる媒介項はまさしく割註末

尾の「欠税・霸耕⁽³⁹⁾」という記述であり、この汀州府永定県では、抗租の案件が「拔苗・強割」にアナロジーされ「搶奪律」によって裁かれる——最も軽い刑でも杖一〇〇・徒三年——という現実の存在が窺われるのである⁽⁴⁰⁾。

以上の二つの事例は、州県レベルの現実における《抗租禁止条例》の位置を二つの方向からネガティブに照射しているといえよう。すなわち、第一に、抗租の案件がそれ自体に固有の「戸婚田土の案⁽¹⁾」「細事」であるという認識のもとに、当該条例が抗租禁庄のための法として必要不可欠なものとは看做されていないということである。また、それとは逆に、抗租を「細事」としてではなく、《抗租禁止条例》以外の「搶奪律」という法によって処理するという、まさに当該条例の存在そのものが無視されているというのが、第二の点である。

〈江蘇〉 乾隆二三年（一七五八）から同二七年（一七六二）まで、二度目の江蘇巡撫として在任した陳弘謀⁽⁴¹⁾の『培遠堂偶存稿』文檄、卷四五、江蘇巡撫再任、「業佃公平收租示」乾隆二四年（一七五九）九月付、は、当時の江南における抗租状況をも含めて、次のように記述している。

乃が聞いたところでは、竟に無良の輩で、報災に藉名^{かこつ}けて、覬望して延挨し、敢えて租を完めようとせず、所収した米穀を、藏匿したり質当したりするものがある。更に奸徒で、租を還めないという説を倡^な為^なえて、「他の佃戸を」把持して糾約し、租を還めるのを許さないものがある。朝廷の糧賦は、田租より出て、業主が田を置^かうのは、原より收租する為であることを、殊に知らないのだ。佃戸⁽²⁾が租を還めないならば、「国家の」糧は何に從^{まか}つて出^{まか}されるのであろうか。業主に在^あつては、豈^{どう}して「租を」棄て置いて取らないことに甘んじていられようか。而して江南の百餘万石の漕糧は、「佃戸の」租が「納入され」非^なければ、何を將^たて完納することができよう。此等の機⁽³⁾〔会〕に乗じて租を騙する刁佃は、即ち端に藉りて事を生^おこす頑徒に属する。若し「これらのものを」

懲治しなければ、天理は何に存り、王法は安に在るのであろうか。此の為に、蘇・松・常・太等の業・佃人等に曉示して知悉させる。佃戸が已經に租を完め、業主が已經に「租を」饒讓てやり、彼此が相に安んじている者については、別に議とする庸は毋いのを除く外、……凡そ「業主で」抗租を控告する者が有たならば、地方官は就近のものが速やかに「控告を」准して審追せよ。⁽⁴²⁾

まさしく「賦は租より出づ」という認識に裏打ちされた抗租禁庄の告示であるが、ここに提示した部分の末尾において、陳弘謀は抗租の訴えに対し、各地方官が速やかに対応して取締を行なうべきことを述べている。⁽⁴³⁾ 現実には、州県官が抗租の問題を「細事」として等閑視する傾向がやはり存在していたのではなからうか。

この陳弘謀の抗租禁令を遡ることおよそ二〇年、常州府江陰県では、次のような抗租に関する告示が出されている。すなわち、乾隆七年（一七四二）三月の「江陰知県」呉震による「嚴禁頑佃抗租告示」⁽⁴⁴⁾（『澄江治績統編』卷二、集、文告、所収）である。

頑佃による頼租の積習を嚴禁し、以て「國家の」粮賦を裕かにし、以て刁風を遏す事に為いて。照得べたところ、「國家の」粮は租に従つて辦われるのであり、「これは」普天の同例である。……乃が江邑の佃民は、刁悍さが異常であり、業主の田は竟に己の産と同じであると視しており、收穫の後、「穀物を」先に尽く私用に花銷してしまひ、只だ且つ糠粃・癩穀だけを存下して、并せて水に着け攪和せて「佃租だ」と塘抵したり、或いは低錢・粗布を、任意に「佃租に」准折したりするが、還り未だ「佃租額の」半ばにも及ばず、竟に侵欠を行なっている。此れは豊歳で在っても然なのである。若し水旱「害」で不登に遇つたならば、地方の悪棍は、災「害」に借りて「佃戸たちを」煽誘し、「災害の」輕を以て重と作し、「作柄の」熟を捏つて荒と作して、公然と党を結んで抗頼

する。連村・累市、戸を比ねて風〔潮〕と成っている。更に吞欠することが数年にもなり、顆粒も納めず、業戸が上繋く追討するに至るに及んで、竟に〔小作している〕田畝を他人に転権し、その価〔格〕を婪つて遠揚し、〔結局のところ〕業主の錢糧は積年も〔佃租が納入されないのに〕賠納するということが有る。此の種の悪習は、江邑では到る処で皆な然なのである。而して惟だ沙洲だけが尤も甚しいので為る。……然れども、積習は移え難いのであり、去歲の秋成では、各業〔主〕の吞租を具稟することが、紛紛として絶えなかつた。〔本県は〕漕忙に値つていた縁に、是以つて糧衙に詳委して代わりに〔佃租を追〕比させた。旋が該衙が〔上憲の〕差を奉じて公出することに値ると、仍り〔本〕県〔のところに〕に赴いて控えるようになった。本県は一たび差拘を経たならば、不無ずや擾累となることを恐れ、故に止だ地保に牌仰じて〔実情を〕查べて〔佃租の納入を〕催〔促〕させただけであつた。乃が各佃は泛常のことと視為して、藐抗すること故の如くであり、歳を改めて以来、〔業主に〕稟控されながら〔官の〕拘〔引〕に抗らう者が、有ない日は無いのである。批閱の下、深く痛恨に堪えない。本より応に立ちに大法を眞すべきであるが、姑く佃田の民が多く愚民に属することを念えると、更に敵筋を行なうので非ければ、恐らくは家諭戸曉することは能ないであろう。此の為に、〔告〕示によって合邑の佃戸人等に仰じて知悉させる。当に〔次のように〕思えるべきである。業主が産を置つて糧を完めるのに、租が非ければ奚して頼みとすることができようか。爾等が仰事・俯育するのに、田を捨てたならば奚して〔生活を〕資けることができようか、と。……本県は当に業主が公平に〔佃租を〕收受し、〔佃戸に対して〕刻苛を事とすることの勿いように勸諭すべきである。其の外に積年の旧欠は、分別して熟〔の年〕を按じて〔その年の佃租に〕帯けて還めるようにし、以て佃〔戸〕の力を紓めるようにする。倘し再〔佃戸が〕冥頑で不靈であり、此の番の曉示の後に、尚

お新租を抗欠して、業主が具控することに致つた者が有たならば、定当らず立ちに拿えて枷責し、各郷に游示して仍に押に〔小作田土を〕吐退させ、〔業主が〕別に招佃を行なうようにさせる。⁽⁴⁶⁾

当該史料については、すでに周遠廉・謝肇華両氏の研究において詳細な分析がなされており、⁽⁴⁶⁾ 全体の内容に関しては贅言を要しないであろう。但し、ここでは特に官権力による抗租の禁庄という側面についてのみ触れておくことにしたい。この記述によれば、次の四点を指摘することができよう。まず第一に、当該地域における抗租の日常化に伴って、地主による「吞租」の訴えが「紛紛不絶」という状況が現出していたこと、第二に、「去歲」の状況として、呉震は地主の告訴に対し、官による佃戸の召喚・拘引という措置は取らず、在郷の地保に滞納佃租の追比のみを命じていたこと、第三に、「改歲」後は、地主に告訴された佃戸の拘引を呉震は命じていたこと、そして第四に、抗租した佃戸に対しては、杖刑のほかに枷号を科して各郷村に晒し、かつ強制的に退佃させるという処置が取られていること、以上である。

ここではまず、第二の点に関して、農村社会において治安機能を担うべき地保が、地主取租体制を維持するためのシステムの中にすでに組込まれている状況に注目したい。次に第四の点に関連して、周遠廉・謝肇華両氏は、こうした「知県の威嚇」が法規を超えたものであり、「この種の『游示各郷』というやり方は、それ自体が法を犯すものである」と指摘されている。⁽⁴⁷⁾ しかしながら、答・杖・枷号という刑罰は「州県自理の案」において州県官が自らの裁量によって科すことのできるものであり、⁽⁴⁸⁾ 抗租した佃戸に対する呉震の処置を「法を犯すもの」とすることはできないであろう。こうした国家権力の対応に「枷責」「游示」は、まさしく抗租自体が「州県自理の案」であることによって招来され得る範囲内のものであった。

国家権力による抗租の禁圧、或いは佃戸の処罰に関して、有名周知の『江蘇山陽收租全案』にもまた、注目すべき記述を見出すことができる。淮安府山陽県の紳士層の「公呈」に始まり、最終的に两江總督・江蘇巡撫の裁可を得て、道光七年（一八二七）七月に建立された石碑に「山陽縣嚴禁惡佃架命抬詐霸田抗租碑」に刻まれた全五条の具体的方策（李程儒『江蘇山陽收租全案』「計開詳定規條」⁽⁴⁹⁾）は、(1)「惡佃」、(2)「奸佃」、(3)「頑佃」、(4)「強佃」、(5)「刁佃」という項目において、各々を如何に処罰するか、という点までをも詳細に叙述している。ここでは、特に(5)の内容について見ていくことにしたい。

一、刁佃。秋成に逢うごとに、「彼らは」先ず「刈り取った」好い稲を収蔵し、百計「を用いること」によって「納租を」延^{ひまのほ}接し、「その後」甫^やっと糝^い糲^いを以て土に拌^まぜて搗^きやり「業戸に」交^ましたり、或いは額租を短少し、「かつ」全て破物を以て搗^きやり「佃租に」抵^あてようとする。「業戸が」稍^{したが}しても依^た從^たわなければ、遂^{つい}至^いには業戸を凌辱^{りやう}し、詞「状」を架^かげて先に「官に」控^うえる。若し業戸「の方」が僅かに孀^あ婦^む及び幼子^{ごう}を存^{たも}つのみで遇^あつたらば、更に藐^ま玩^{わん}することが多く、「孀^あ婦^む等は」勢^{いき}いとして必^{かな}ずや侮^あ辱^をを受けることが多^い端^だである。之に兼^あえて力も単^よく胆も怯^{おそ}えているので、敢^あえて赴^き控^をしようとはせず、「その結果」租は佃「戸」の為^{ため}に吞^のまれ、田は「自らの」業とは為^なし難いのである。屈「辱」を^かけ^を冤^いを^かい^ているさまは、情として殊^{こと}に憫^あれむ可^べきである。嗣^{つぎ}後、凡^たそ孀^あ婦^む及び幼子^{ごう}の家に遇^あつては、其の周^ま親^{しん}に敦^あく請^かんで、代^かわりに租の追^お「徴」を「官に」呈^{しやう}えてもらうことを准^あず。一面では「官が」差^さ「役を派遣し」協^あ「力」して「佃戸を」退^あ田^をし、押^お逐^しして出^で荘^をさせ、「条」例に照^あらして枷^か・杖^{じやう}として懲^{ちやう}めと示^しる。

全五条のすべてがきわめて個別的かつ特殊な事例に即^き応^{じやう}した内容となっており、この「刁佃」についても、寡^あ婦^むお

よび幼児のみが残された地主という場合が想定されている。しかし、だからといって、ここに記述されたところの抗租した佃戸に対する処置を、寡婦等の地主の場合にのみ該当するものと看做すことはできないであろう。すなわち、佃戸の処罰についてはまさしく「例」に『抗租禁止条例』に依拠すべきことが述べられているにも拘らず、同時に、枷号・杖刑という刑罰もが明記されているのである。杖刑のほかさらに加えられた枷号は、『抗租禁止条例』の規定を超過したものはあるが、但し「細事」に対する州県官の裁量の範囲内に含まれるものであった。当時、抗租した佃戸に対して枷号を科すという状況はまさに常態と化していたのではなからうか。「照例枷杖」という記載の現出する所以は、まさにそこに在ったと思われる。また、抗租処理の一環として、ここでも官の強制による佃戸の「退田」「出荘」が明記されているのである。

ところで、濱島敦俊氏が紹介・分析された蘇州府の道光二八年（一八四八）刊『元和唯亭志』巻二〇、雜記、紀行には「負欠した佃農で、鉄索に拘繋されている者が、数百人を下らない」とあり、また、道光一四年（一八三四）八月に蘇州府昆山県に建立された「昆山県奉憲永禁頑佃積弊碑」の中にも「城廂内外の抗租を以て枷示された者が、途に相望んでいる」と書かれている。⁽⁵²⁾ こうした現実の事態は、本来的には地主の抗租の訴えに基づく個々の事案において、各々の州県官がそれを「細事」として取扱ひ、自らの裁量によって枷号という刑を科していたものが、この時期に至って、抗租に対する杖刑・枷号という量刑が自明のものとした結果にほかならないであろう。

こうした状況との関連において、太平天国後の『江蘇省例』の中に、きわめて興味深い二つの規定が存在する。共に仁井田陞氏によって紹介されたものであるが、⁽⁵³⁾ (a)『江蘇省例』臬政、「比佃不准滿杖濫用木籠」同治七年（一八六八）一二月付、および(b)『江蘇省例統編』藩例、「不准妄枷佃戸竝收禁」同治一〇年（一八七一）一月二三日付、で

ある。

(a) 巡撫部院丁〔日昌〕の札に〔次のように〕開かれてゐる。「嗣後、〔抗租した〕佃戸を比責〔刑罰を伴う滞納租の追徴〕するときは、滿杖〔杖一〇〇〕を過ぎては得ない。更に重くても、亦た僅かに枷示を准ずのみであり、木籠を濫用し、例議を干すことを致しては得ない。州県〔官〕は民の父母であり、業戸・佃戸は、均しく赤子に属するのであり、〔刑罰が〕残酷に過ぎ、貧民の性命を以て、重軽とするには足り無いと為しては得ない。……」と。同治七年十二月 日、通飭する。

(b) 署布政使応〔宝時〕、札飭の事に為いて。……乃が本司が訪聞したところ、蘇屬の風氣としては、往往にして佃〔戸の〕欠〔租〕が多くも無いのに、業戸は特に官に請んで〔滞納佃租を〕比追してもららうのみならず、抑且に〔佃戸を〕枷号することを以て常事と為しており、以致として去〔年の〕冬の呉江・該県では、佃戸が枷を脱して自尽するという案が有った。甚しい至には〔業戸が〕官に請んで〔佃戸を〕收禁してもららう者が有る。〔そうした官・業戸は〕佃戸の尋常の欠租が、並く重大な罪名では無いことを思えもしないのだ。焉して〔欠租した佃戸を〕輕易しく圜圜に收入して可いであろうか。実に詫恨に堪えない。業戸の錢漕・衣食は、皆な租より出ているが、而るに佃戸は歳が終るまで勤動しても、租を〔業主に〕完めるのを除く外、得る所は幾んで無いことを、当に知るべきである。其れ衆を聚めて抗〔租〕・羈〔耕〕する者は、原より法を尽くして懲辦しないわけには能ない。如し所欠〔額〕が限かであるのに、而も〔その佃戸を〕枷号・收禁したならば、幾んど〔佃戸の〕身家は保つことが莫いことに致るであろう。殊に佃〔戸〕を郵むという道では非い。該地方官と業主とは豈して身を設えて〔佃戸の〕地に処き、其の飢・飽を量えて、以て其の艱辛を郵まれないで可れようか。合に亟かに札飭

すべきである。札が該府・州・県に到つたならば、立即ちに併〔飭〕・転飭して遵照させる。嗣後、如し業戸が佃〔戸〕を〔官に〕送つて租を追〔徴〕させたならば、〔官は〕努めて須らく〔佃租の〕欠数の多寡、情節の重軽を查明べ、分別して辦理すべきであり、仍として悪習を蹈〔襲〕し、妄自に枷〔号〕・〔収〕禁しては得ない。関わる所は細なことでないものであり、稍しも玩忽かにしては勿い。之を凜め、之を慎め。同治十年正月二十三日、通飭する。

(a)は江蘇巡撫丁日昌の命が、(b)は署江蘇政使応宝時の命が共に省例法とされたものであるが、この二つの史料は、当該時期における抗租禁圧の現実をきわめて鮮かに叙述しているといえよう。まず(a)によれば、抗租した佃戸に対して現実には、官権力による恣意的な杖刑および枷号が科せられており、さらには「木籠」——「站籠」ともいわれる——を用いた「立枷」という残酷な刑罰さえも行使されていた。丁日昌の命は、抗租の処罰を杖一〇〇および通常の枷号に止め、「立枷」を禁止するというものであった。《抗租禁止条例》が規定した杖八〇という刑罰は、この時期の抗租に対して現実的な意味を全く喪失していたのであり、佃戸に対する歯止めを失つた刑罰の行使が一般化する中で、省の最高長官巡撫でさえも国家の法の規定を超えたところの杖一〇〇という刑量を敢えて明記することによって、府・州・県レベルの恣意的な刑罰行使に対する一定の規制を加えねばならなかったのである。

次に(b)によれば、当時「尋常欠租」という個々の佃戸による日常的な抗租・欠租と「聚衆抗覇」という集団的な抗租とがひと括りにされて、枷号という刑罰が科せられ、或いは「囹圄」——非定制の牢獄——羈舖・自新所・班館の類であろう——に拘禁されるということが、まさしく常態となっていたことを窺うことができよう。ここでの応宝時の対応は、各々の抗租事案の内容の違いを峻別し、「尋常欠租」については佃戸を枷号・拘禁することの禁止を説いて

いるのである。(b)の内容は、後の押佃所⁽⁶⁰⁾という、専ら抗租・欠租した佃戸のみを拘禁する牢獄体制の成立に至る過渡的状況を描写したものと見えよう。

以上、冗長をも顧みず、湖南・広東・江西・福建・江蘇の五地域における地方レベルの抗租禁令の内容と抗租禁庄の実態とについて概観してきた。個々の地域に関してはきわめて限られた史料に依拠するものではあったが、大約、次のように指摘することができよう。

すなわち、雍正五年（一七二七）に《抗租禁止条例》が制定された後、理念的には、当該条例に依拠した抗租の禁庄・取締という状況が一部の地域——湖南・広東・福建——では見出されるにも拘らず、地方レベルの一般的な現実としては、抗租の問題が法律制度上それ自体に固有の「戸婚田土の案」⁽⁶¹⁾「細事」として処理され、かつ、そうした現実を前提として抗租に対する禁令が各々の地域で——抗租に「搶奪律」を適用するという例外的なものもあるが——出されていたように思われる。特に江西・江蘇の両地域では、まさに抗租が州県官の裁量によって処罰し得る「細事」であるという基本的認識を前提として、従って、州県官が執行し得る笞・杖・枷号という刑罰の面において、《抗租禁止条例》の規定を超過したところの禁令⁽⁶²⁾処罰規定を出現させていたのである。抗租した佃戸に対する処罰が州県官の裁量に委ねられていたということは、笞・杖・枷号という刑罰の範囲内であるとはいえ、論理的には佃戸に対するきわめて恣意的な刑の執行という事態——例えば、杖刑では一〇〇以上⁽⁶³⁾、枷号では「立枷」など——を招来する道が拓かれていたことを明示しているといえよう。清末にかけての抗租禁庄の動きは、まさしく、こうした脈絡の上に現出したものと看做し得るのではなからうか。また、抗租への対応策として、上述のほとんどの禁令では国家権力の強制によって佃戸を退佃させるといふ措置が取られていた。抗租に対する退佃という強制的処置は、清代中期以後の

地方レベルにおいて、きわめて一般的なものとなっていたのである。

(iii) 《撤佃条款》の成立

本章—(i)(ii)によっても明らかのごとく、《抗租禁止条例》以後の官権力による抗租禁圧の具体的な処置の中で、抗租した佃戸に対する杖刑・枷号等の刑罰の執行と共に、特徴的に見出し得る事実は、官の強制による退佃——佃戸からの小作田土の取上げ——が行なわれていたことである。しかも、退佃という処置は個々の地方官の裁量という範囲を超えて、中央政府においても抗租した佃戸に対する措置としてその判決の中に存在するのである。中央の判決および地方の禁令に見えるこうした処置は、また抗租・欠租に関する新たな法—規範を出現させたものではなからうか。

道光二年（一八二二）刊『戸部則例』卷一〇、田賦四、所収の「撤佃条款」（全六条）には次のような条項（以下「撤佃条款」と記す）が存在する。（○内は第何条かを示す。以下、同）

(2) 民人が旗地を佃種し〔ていた場合〕、「その」地が〔地〕主を易えたと雖も、佃戸が旧の仍であつたならば、地主は故も無く奪佃し増租しては得ない。如し佃戸が実〔際〕に租銀を拖欠したので係れば、地主が〔その〕地を撤げて另〔の民〕に佃させることを許す。倘し佃戸が〔抗租して〕措覇したならば、「地主は」官に呈えて勅に〔小作地を〕退させる。或いは地主が実〔際〕に自種しようとするならば、佃戸が欠租していないと雖も、亦た応に〔小作〕地を〔地主に〕退すべきである。若し並く前項の情事が無いのに、而るに荘頭・地棍で、奪佃・増租を串唆した者は、厳しく治罪を加える。

(3) 民が地畝を佃し〔ていた場合〕、或いは〔佃戸が〕欠租したことに因つて、或いは原業を自種することに因つ

て、「地主が佃戸から」撤回した地畝の内に、如し佃戸が已に房〔屋〕を蓋て墳〔墓〕を建り、地基を占用していたならば、即ち〔その〕畝数を丈明し、原佃に上等地に照らして租を交めさせるようにし、地主が勅令に〔佃戸の房屋・墳墓を〕遷移させたり、及び額外に需索しては得ない。違う者は治罪する。凡そ佃戸が現に種して租を納めている地内に於いて、房〔屋〕を蓋て墳〔墓〕に葬ろうと欲し、地主が允従した者は聴す。

(2)は明らかに旗地に関するものであるが、(3)はその記述からして一般民田にも該当する規定であらう。但し、(2)の条文において、佃戸の抗租・欠租（「拖欠租銀」「措覇」）に対抗して地主の「撤地另佃」を許可すると書かれている点、まさにこの記述を前提として、(3)の規定は成り立っているように思われる。なぜならば、(3)の条文では、佃戸の「欠租」に対抗して地主が「地畝を撤回する」ことが自明のこととされているからである。それと同時に、留意しなければならぬ事實は、この道光二年（一八二二）刊『戸部則例』に見える「撤佃條款」という表題が、少なくとも嘉慶七年（一八〇二）以前に刊行された『戸部則例』には存在しないということである。

『戸部則例』は、乾隆四一年（一七七六）に初めて刊行されて以来、道光二年（一八二二）刊行のものに至るまで、一〇回に亘って編纂されているが、おそらくはわが国に現存するものの中で、嘉慶以前に刊行された『戸部則例』では、『撤佃條款』(2)の条文が「民佃旗地」の項目のもとに所収されているのである。

すでに、最初の乾隆四一年（一七七六）刊『戸部則例』巻田賦、旗地下、「民佃旗地」（全二条）には、

(1)民人が旗地を佃種し「ていた場合」、〔その〕地が〔地〕主を易えたと雖も、佃戸が旧の仍であったならば、地主が故も無く奪佃し増租しては得ない。如し佃戸が実〔際〕に租銀を拖欠したので係れば、仍り地主が官に呈えて另〔の民〕に佃させることを許す。或いは地主が実〔際〕に自種しようとするならば、佃戸が欠租していな

いと雖も、亦た応に〔小作〕地を〔地主に〕退すべきである。若し並く前項の情事が無いのに、而るに莊頭・地棍で奪佃・増租を串唆した者は、審べて〔事〕実であったならば、厳しく治罪を加える。⁽⁶⁶⁾

とあり、この条文はそのまま乾隆五六年（一七九一）刊『戸部則例』に継承されている。その後、嘉慶七年（一八〇二）刊『戸部則例』に至って、当該条文の傍点部分が、

(1) ……如し佃戸が寔〔際〕に租銀を拖欠したので係れば、地主が〔その〕地を撤げて另〔の民〕に佃させることを許す。倘し佃戸が〔抗租して〕措覇したならば、〔地主は〕官に呈えて勅に〔小作地を〕退させる。…⁽⁶⁷⁾（卷六、

田賦、民佃旗地）

と改訂され、この改訂条文が《撤佃條款》(2)に継承されたのであった。

以上のように、乾隆四一年（一七七六）以来、編纂・刊行された『戸部則例』において、本来的には旗地に関する規定として登場した「民佃旗地」の項目は、嘉慶・道光の間に一般民田にも該当する《撤佃條款》という項目に発展・継承されたのであり、直接的にはこの《撤佃條款》の成立によって、佃戸の抗租・欠租に対抗する地主の退佃という措置は、はじめて法的な保証を獲得することができたのである。

註

(1) 滋賀秀三、前掲「清朝時代の刑事裁判」二四頁、参照。

(2) 中国人民大学清史研究所・同檔案系中国政治制度史教研室 合編『康雍乾時期城鄉人民反抗斗争資料』上・下、中華書局（北京）、一九七九年。以下「康雍乾」と略称する。

(3) 中国第一歴史檔案館・中国社会科学院歴史研究所合編『清

代地租剝削形態』へ乾隆刑科題本租佃關係史料之一』上・下、中華書局（北京）、一九八二年。以下『地租剝削』と略称する。

(4) 『地租剝削』上、二五—二六頁、所収の〇一三「広東新興 県地主欧効禹、逼討佃戸逋欠租穀三石六斗」。

(5) 『原文』温明宗合依好頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主例、応

杖八十・折責三十板、已照照例先行發落。所欠租穀三石六斗、照數追給田主歐効免取領。其田仍聽田主另行批佃。

(6) 『康雍乾』上、五七一—五八頁、所収。

(7) 『通考』卷二六、刑律、人命、鬪毆及故殺人、第五條例。

なお、同書の按語には、

此条係雍正三年律內總註、乾隆五年館修、竊為專条。

とある。

(8) 『原文』斯狗佃田抗租、除毀秧計值無多、輕罪不讞外、合依奸頑佃戸、拖欠租課、欺慢田主者、杖八十例、杖八十。

但糾衆阻種、釀成人命、罪浮於律、応加枷号一個月示儆、

仍追所欠租穀、給斯守通取領。……田婦斯守通管業。

(9) 以上の二例のほかにも、『抗租禁止條例』適用の事案として

は、『地租剝削』上、四八一—五〇頁、所収の〇二四「江西崇

義興何乾州租山種杉、照鄉例主二佃八抽分」乾隆一三年（一

七四八）六月一三日付、および同、下、七五七—七五九頁、

所収の三八五「広東羅定州梁上擱、依『奸頑佃戸、拖欠租課、

欺慢田主』例論処」乾隆一八年（一七五三）七月二六日付が

ある。なお、後者は広東巡撫蘇昌の題本である。

(10) 『康雍乾』上、一〇五一—一〇六頁、所収。

(11) 『原文』陳和抗租不還、合依不応重律、杖八十、照例先行

折責發落。所欠租穀、於陳和名下照追、給主取領。田聽黃

元碧召佃管耕。

(12) 『地租剝削』下、四〇五—四〇七頁、所収の二〇四「広東清

遠県羅連富、藉口欠租、拒不退還佃戸『批頭銀』、致釀命案」。

(13) 『原文』羅連富將田転売、不還批頭銀兩、致啓釀端、应与拖

欠租穀之江永隆、均照不応重律、杖八十、各折責三十板、

先行發落。羅連富未交批頭銀三十二兩、除江永隆等拖欠租

穀二十六石四升五合、時值銀一十五兩六錢二分七厘、応

行扣抵外、尚欠銀一十六兩三錢七分三厘、応令羅連富照數

交還江永隆等取領。陳儒威与羅連富買受田二十畝一分零、

応聽李會受佃耕。羅連富剩田六畝零、亦聽羅連富另行批佃。

(14) 『地租剝削』下、六八九—六九〇頁、所収の三四五「浙江

僊居県陳國玉、因家貧、將佃田転租与陳阿添耕種」。

(15) 『原文』陳國玉欠租不清、復將佃田転租起釀、亦屬不合、

照不応輕律、答四十。所欠吳明端穀麥、并陳阿添租銀

一千文、照追給領。

(16) 滋賀秀三、前掲「清朝時代の刑事裁判」一五頁。

(17) 仁井田陞、前掲「中国社会の『封建』とフェューダリズム」。

白石博男「清末湖南の農村社会——押租慣行と抗租傾向——」

東京教育大学アジア史研究会編「中国近代化の社会構造——

辛亥革命の史的的位置——」へ東洋史学論集第6、東京教育書

籍、一九六〇年。重田徳「清初における湖南の地主制につい

て——湖南省例成案』による小論——」（一九六一年）同、

前掲「清代社会经济史研究」。森正夫、前掲「明清時代の土

抗租と法・裁判

地制度」等。

(18) 錢実甫編『清代職官年表』第二冊、中華書局(北京)、一九八〇年、「巡撫年表」一五九五—一五九六頁、參照。

(19) (原文) 一、剝削佃民、苛索・役使之積習、請賜嚴禁也。查、定例內開、凡地方鄉紳、私置板棍、擅責佃戶者、照違制律議處。衿監革去衣頂、杖八十、准其收贖。……至有奸頑佃戶、拖欠租課、欺慢田主者、杖八十、所欠之租、照數追給田主、等因。煌煌定例、備極嚴明。夫貧苦小民、地無立錫、向大戶・富人、佃種田土、除完租課之外、餘供仰事・俯育之需、本屬良民。……乃卑職查得、楚南習俗、凡小民佃田、俱有進庄札銀、又名寫田錢、每種田一畝、需用進庄銀、自一兩至二兩不等。必先將此銀交送田主、然後允其承田。每畝納租、自一石以及一石幾斗・二石不等。此外更多雜派。有新米一項、每畝自一升至二三升不等。又有新鷄一項、每一十畝自一隻至兩三隻不等。更有需索鷄鴨蛋・柴薪・糯米・年節肉、以及收租人執盞小利等項、層層剝削。……業蒙前撫憲蔣、將進庄札銀等項、剝切飭禁在案。應請憲恩俯賜、通行各屬、將田主剝削佃民種種陋習、廣行示禁、并刊設木榜、交与保甲人等、暨立通衢、止許收取正租、不得稍有雜派、以及希圖進庄・寫田等銀、頻頻換佃、致令窮民失所。……如佃戶人等、藉此欺慢田主、抗騙租穀、亦請飭行、照例杖徽追究。則主佃相安、兩無虧累矣。

当該史料については、重田徳、前掲「清初における湖南の地制について」六八—六九頁、參照。

(20) 当該史料の初めの部分に、

抱道州知州段汝霖詳稱、窃照、卑職自雍正十二年、叨任湖南安化縣令、調任龍山縣、陞補今職、在南十載有餘。風氣俗習、略有見聞。

とある。なお、知縣・知州への就任年については、各々、嘉慶二五年(一八二〇)刊『湖南通志』の卷八〇、職官一四、國朝三、卷八二、職官一六、國朝五、および卷八一、職官一五、國朝四、によつた。

(21) 『涇陽張公歷任岳長衡三郡風行錄』目錄、の卷一、岳州府、の割註に「嘉慶四年六月到任」と見える。

(22) (原文) 為刁佃欠租踞庄、嚴飭速行斷追、以杜訟端事。照得、置產召佃、兩有裨益之舉、按畝交租、為大勢皆然之事。且田主每年輸糧納餉、活口養家、全賴於斯。雖歲有豐歉、田有肥饒、應減應交、自有常例、照議按田完納、最屬公平。何以抗欠霸踞、竟至刁佃成風。推原其故、非特庄屋遼遠、即欺田主愚懦。更有可仗以逞其刁者。一經田主控追、即以交租殺之半、賄囑原差、遂可安然無事。……是田主空賠無租之賦、佃戶反享無田之租。由此刁風日熾、言之殊堪痛恨。總因有司率以告租為細故、蠹役隨視官法如弁髦。既受賄而包庇個人、復持票而盤算田主。縱使追得些須、併且化

為烏有。歷任相沿、致成惡習。若不立法嚴飭、何以儆刁盜、而安良懦。除出示曉諭外、合亟札飭。為此、札仰該県、立即遵照。嗣後、如遇田主控告刁佃欠租踞庄等情、查明如係積年慣欠、為數雖少、以及年歲豐收、而新欠多租、併佃戶借貸田主錢穀、積欠未清、將佃戶差喚到案、查照原有進庄銀兩、照數抵償外、所有餘欠、仍即嚴行比追給領、勒令出庄、另召耕種、不得任聽惡佃抗踞、至春不起田。

(23) 「欠租踞庄」——同義のものとして「抗欠霸踞」——という用例からして、この場合の「出庄」の含意は「退佃」或いは「退田」と同じではなからうか。官の強制による退佃については、張五緯の嘉慶六年（一八〇一）八月から同八年（一八〇三）二月までの衡州府署知府時代における「禁刁佃七字瑣言」（同書、卷四、衡州府）にも、

有等強橫刁佃者。年年積慣昧良心。東君有業同無業。佃戶反為執業人。……田主屢催無谷繳。時常捨臉跪公庭。一經比追押退佃。

とあり、また、嘉慶八年（一八〇三）二月の岳州府知府回任後の「七字瑣言示諭」（同書、卷二、岳州府）の中にも、

更有佃欠主人穀。豈足歲歉租無餘。昧心吞抗仍霸種。退佃打降毀戶扉。掘墜割禾並砍樹。牽去牛隻悞耕犁。慣行服毒許害險。那計死別与生離。審明霸佃田仍退。縱死鴻毛付溝渠。

北大文学部紀要

とある。

(24) 「原文」照得、……再佃人批耕田地、如拖欠租課、應聽田主另行召佃批耕。乃粵東之頑佃、以田坐落伊村、把持耕種、租穀終年不清。或田主欲改批別佃、則藉稱頂手・糞質名目、踞為世業、不容田主改批、亦不容別人承耕、逞凶撒潑、往往釀成命案。更有一種奸惡佃戶、欺田主相隔寫遠、竟將田地改坵易段、私行盜売、及至覓覓查追、則止將売剩之田退回。而田主因年月久遠、無從稽考、遂至田去糧存、敗累無底。種種積弊、均関人心風化。合行出示嚴禁。為此、示諭督屬官吏軍民人等知悉。嗣後、……至佃戶如有拖欠租課、及盜売主業者、即照律分別治罪、所欠之租、及所得之花利、俱照追給主。其田勒令退還業主、另行召佃批耕、不許藉稱頂手・糞質名色、恃強踞佔。各宜凜遵毋違。

当該史料は、前田勝太郎「清代の広東における農民闘争の基盤」『東洋学報』五一巻四号、一九六九年、九頁において紹介された。

(25) 道光二年（一八二二）刊『広東通志』巻五六、職官表四七、國朝一四、羅定州知州。

(26) 「原文」照得、佃人批佃業戶田地、仰事俯育、取給予斯。業戶雖藉佃力以收租、而佃人則賴業戶以資生也。……無如、羅屬有等頑佃、承批到手、任意拖租。田主理討不得、勢必另行召耕、彼則距而不与、或逞凶毆逐、或統党毀耗、竟將

抗租と法・裁判

他人之糧田、視為自己之世業。迨控到官、按法懲治、押令完租退佃、則云、有田耕則生、無田耕則死。……茲值收割之候、合行出示勸諭。為此、示仰闔屬耕佃人等知悉。嗣後、各具天良、凡批耕業戶田畝、務宜照批交租、毋得花費拖欠。將有田耕則生、無田耕則死之語、記誦于收割之時、自必按期交納、不致控追押退。

(27) 『清代職官年表』第三冊、「按察使年表」二〇四—二〇四九頁、參照。

(28) 『原文』一、抗租霸種、業不由主之俗、宜禁也。……刁奸佃戶、輒恃不能起耕、遂逋租不清、歷年積累、動盈數百石。田主催之不应、起之不能、不得不鳴官究追。而地方有司、又未免以業富佃貧、量追了事。究之、応得之租、十無一二。現在各屬類此之案、不一而足。查、田皮・田骨名色、相沿已久、固屬刁俗難移。但田皮起于工本、而工本究有成數。応請通行飭示。凡佃戶有抗租、至三年不清者、即將所欠租穀、照時折價、抵作工本。如累欠不清、逾于工本之數者、即許業戶起佃另賃、無許佃戶仍借工本田皮之說、強行抗占。違者以占耕論。倘佃戶額租無缺、而業戶額外勒加、指為違欠者、一并論罪。庶主佃兩無偏礙、而爭端可息矣。

(29) 寺田浩明「田面田底慣行の法的性格——概念的な分析を中心として——」『東京大学東洋文化研究所紀要』九三冊、一八三年、一〇二—一〇三頁および一〇頁、註(6)參照。

(30) 「盜耕種官民田律」の律文は次のごとくである。

凡盜耕種他人田(園・地土)者、(不告田主)一畝以下、笞三十、每五畝加一等、罪止杖八十。荒田減一等。強者(不由田主)、各(指熟田・荒田言)加一等。(『通考』卷九、戶律、田宅)

明末の万曆年間に編纂された『明律集解附例』卷五、戶律、田宅、盜耕種官民田、の「纂註」には、

不告田主、而私自耕種、曰盜。不由田主、而用強耕種、曰強。

と記されている。

(31) 中華民國司法部編『中國民商事習慣調查報告錄』一九三〇年、四二—四二五頁、所引(學生書局〈台北〉版、一九六九年、による)。なお、森正夫、前掲「明清時代の土地制度」二六二頁。草野靖「明末清初期における田面の変質——閩・江・広三省交界山田地帯の場合——」『熊本大学文学部論叢』一號、史学篇、一九八〇年、五四—五六頁。藤井宏「一田兩主制の基本構造(七)」『近代中國』一卷、一九八二年、一一三—一三六頁、參照。

(32) 『原文』查、粮從租辦。田主応納之稅、既每年無欠、佃戶之特項抗租、豈容竟置不追。今各項鄉例、其已甚者、久奉革除、今日久禁弛、復生苛索。茲本署州、查照前案、再行永禁。在佃戶、以省許多浮費、其応還之租、自当每年按額

清楚。如敢仍前刁抗、許田主稟究。現年之租、即將佃戶責懲、勒限清還。欠至二年三年者、枷号一月・重責三十板、仍追租給主。欠至三年以上者、將佃戶枷号四十日・重責四十板、俟追租完日、驅逐出境。如有退脚銀兩、即令田主照數給還、另行招佃。倘佃戶原未欠租、而田主因不遂需索、將租故意不取、提控抗租者、仍治以誣告之罪。

なお、藤井宏、前掲「一田兩主制の基本構造」(七)「一二二—一二三頁でも当該史料の邦訳がなされている。

(33) 州県官の細案に対する処罰が「杖懲」「杖責」「掌責」「責懲」「薄懲」等の名目のもとに行なわれる点については、中村茂夫、前掲「不応為考」二四頁、参照。

(34) 「原文」查、閩省田根名色、業於雍正八年、乾隆二十七・二十九等年、疊奉禁革、全在地方官、実心經理。如有藉係契買根田、逋欠租穀、或特根謀奪田面、或一根分充数家、以致業主難於收租者、一經控告到官、即行訊明確情、按律究治、追佃充公、田婦業主、另行召佃、呈明批給耕納。倘遇刁頑之佃、敢以田在伊手、阻撓霸佔、即行嚴拘到案、從重詳辦。

(35) 「前稿A」五四—五五頁、参照。

(36) 「原文」糧從田出、課賴租輸。居官者、以為錢糧軍國重務、考成攸關、徵比之期、視通賦者如響、筆楚弗恤。至於佃戶抗租、以為細事、或批鄉長查覆、或着鄉長催還。鄉長亦以

為細事、置若罔聞。及准差拘、差役又以為細事、齎免之後、任意沈擱。幸而到案、官以欠租者多貧民、從而姑息之。

「前稿B」二五—二六頁。

(37) 「原文」拔苗強割、依搶奪律科斷。

(38) 「前稿B」一五—一六頁。

(39) 「欠稅」の「稅」が佃租を表わしている点については、「前稿A」三五・三八頁、および「前稿B」一四頁、参照。

(40) 濱島敦俊氏は、明末の段階において抗租に対する律の「白昼搶奪」条の適用を推定し、順治例として加えられた当該律の條例に、

如強割田禾、依搶奪律科之。

とある点に注目されると共に、当該條例に関して「すでに崇禎年間には判例が積み重ねられていたであろう」と指摘されている(前掲「抗租闘争の再検討」(二)「五五九頁、および六二二頁、註(25)」。なお黄彰健氏は前掲『明代律例彙編』七六三頁において、薛允升が当該條例について「此条係前明問刑条例」と述べる点(『說例存疑』卷二七、刑律、賊盜中一、白昼搶奪、条例)を批判し、弘治・嘉靖・万曆の各「問刑条例」にこの条項が欠如していることを理由に、允升の誤りを指摘されている。しかしながら、『通考』卷二四、刑律、賊盜中、白昼搶奪、の当該記事を含む第二条例の按語には、
謹按、此条係順治初年律内、採取明例附律。

抗租と法・裁判

とあって、まさに「明例」であることが明記されているのである。従って、当該条例については万曆「問刑条例」の後に制定されたものと理解すべきであろう。

ところで、この「強割田禾」の条項を、抗租の問題に適用することは、法解釈上、果たして妥当なものと考えられているのであろうか。この点について、清初の法学者、沈之奇の『大清律輯註』巻一八、刑律、賊盜、白昼搶奪、第二条例、の「上註」では、

割田禾、本与搶奪不同、重在強上。

とあって、当該条項の重点は「強」字に置かれているのであり、単なる「割田禾」とは区別されるべきであるという見解が述べられている。また、王又槐『大清律例全纂集成』巻一九、刑律、賊盜上、白昼搶奪、第七条例の「附件」では、「乾隆三十八年貴州案」として、

十人以上搶掠田麥、仍照搶奪科罪。

という記事が載せられている。法解釈上からは、佃戸の日常の抗租に対して「白昼搶奪律」の当該条例を適用することが妥当なものとは看做されていなかったといえよう。

(41) 『清代職官年表』第二冊、「巡撫年表」一六〇九—一六一三頁、参照。

(42) 『原文』乃聞、竟有無良之輩、藉名報災、親望延挨、不肯完租、將所收米穀、藏匿質當。更有奸徒、倡為不還租之說、

把持糾約、不許還租。殊不知、朝廷糧賦、出於田租、業主置田、原為收租。佃不還租、糧從何出。在業主、豈甘棄置不取。而江南百餘萬石漕糧、非租將何完納。此等乘機騙租之刁佃、即屬藉端生事之頑徒。若不懲治、天理何存、王法安在。為此、曉示蘇松常太等業個人等知悉。除佃戶已經完租、業主已經饒讓、彼此相安者、毋庸另議外、……凡有控告抗租者、地方官就近速准審追。

(43) 周遠廉・謝肇華、前掲『清代佃租佃制研究』三六一—三六二頁、参照。

(44) 『康雍乾』二八—二九頁、所取。なお『康雍乾』では「江陰、乾隆七年三月、吳震《嚴禁頑佃抗租告示》」という表題が附されており、また当該告示の内容からも、乾隆七年（一七四二）当時、吳震が江陰県知県ないしは署知県として在任していたことが窺われ、従って、当該史料を引用する周遠廉・謝肇華、前註書、三五七頁もまた吳震を「江陰知県」と記しているのである。しかしながら、道光二〇年（一八四〇）刊『江陰県志』巻一二、職官二、國朝、の知県の項によれば、雍正一三年（一七三五）に蔡澗が就任した後、乾隆九年（一七四四）に王企堂が署知県に就任するまで、当該項は空白となっており、さらに、同県志、巻一五、名宦、未祀名宦伝、國朝、蔡澗、によれば、

雍正癸卯進士。十三年、選授江陰県令。……在任九年、婦

藩戚識其面。

とあって、乾隆七年（一七四二）当時の知県は蔡澗ということになる。当該告示を所収する『澄江治績統編』はわが国に現存しないと思われ、従って、筆者にとって現時点では呉震についてのこれ以上の調査は不可能である。ここでは取り敢えず周遠廉氏等によって「江陰知県」としておく。

- (45) 「原文」為嚴禁頑佃賴租積習、以裕糧賦、以遏刁風事。照得、粮從租辦、普天同例。……乃江邑佃民、刁悍異常、視業主之田、竟同己產。收穫之後、先尽私用花銷、只且存下糠糶腐穀、井着水攪和搪抵、或將低錢粗布、任意准折、還未及半、竟行侵欠。此在豐歲且然。若遇水旱不登、地方患棍、借灾煽誘、以輕作重、捏熟作荒、公然結党抗頑。連村累市、比戸成風。更有吞欠數年、顆粒不納、及至業戸上緊追討、竟將田畝轉權他人、婪佃遠揚、業主錢粮積年賠納。此種惡習、江邑到处皆然。而惟沙洲為尤甚。……然積習難移、去歲秋成、各業具稟吞租、紛紛不絕。緣值漕忙、是以詳委粮衙代比。旋值該衙奉差公出、仍赴稟控。本県恐一經差拘、不無擾累、故止牌仰地保差催。乃各佃視為泛常、藐抗如故、致改歲以來、稟控抗拘者、無日不有。批閱之下、深堪痛恨。本応立竄大法、姑念佃之戸多屬愚民、非再行嚴飭、恐不能家喻戸曉。為此、示仰各邑佃戸人等知悉。当思業主置產完粮、非租奚賴。爾等仰事俯育、舍田爰資。

北大文学部紀要

……本県当勸諭業主公平收受、勿事刻苛。其外積年旧欠、分別按熟帶還、以紓佃力。倘再冥頑不靈、經此番曉示之後、尚有抗欠新租、致業主具控者、定当立拿枷責、游示各郷、仍押吐退、另行招佃。

- (46) 周遠廉・謝肇華、前掲『清代租佃制研究』三五九―三六一頁。

- (47) 周遠廉・謝肇華、前註書、三六〇頁。

- (48) 滋賀秀三、前掲「清朝時代の刑事裁判」七頁。同、前掲「判決の確定力觀念の不存在」二二七頁、等、参照。

- (49) 森正夫「抗租」谷川道雄・森正夫編『中国民衆叛乱史』4〈明末―清Ⅱ〉、平凡社、一九八三年、三七〇頁、註七、参照。

森氏は当該「抗租」において、『江蘇山陽收租全案』所収の「計開詳定規條」を含む四件の關係文書について懇切な邦訳をされると共に、かつ詳細な註を附されている。なお、碑文については、江蘇省博物館編『江蘇省明清以來碑刻資料選集』生活・新知・讀書三聯書店（北京）、一九五九年、四三三―四三六頁、にも所収されている。また『江蘇山陽收租全案』を利用した研究としては、今堀誠二「清代の反小作体制運動」（一九六七年）同『中国近代史研究序説』勁草書房、一九六八年。森正夫、前掲「明清時代の土地制度」等、参照。

- (50) 「原文」一、刁佃。每逢秋成、先将好稻收藏、百計延挨、甫以糶糶拌土搗交、或短少額租、全以破物搗抵。稍不依從、

遂至凌辱業戸、架詞先控。若遇業戸僅存孀婦以及幼子、更多藐玩、勢必受侮多端。兼之力单胆怯、不敢赴控、租為佃呑、田難為業。負屈含冤、情殊可憫。嗣後、凡遇孀婦以及幼子之家、准其敦請周親、代呈追租。一面差協退田、押逐出莊、照例枷杖示懲。

(51) 濱島敦俊、前掲「明清時代、中国の地方監獄」九頁。原文は「負欠佃農、拘繫鉄索者、不下数百人」である。

(52) 『江蘇省明清以來碑刻資料選集』四三七—四三九頁、所収。原文は「城廂内外之以抗租枷示者、相望于途」である。

(53) 仁井田陞「中国の戯曲小説の挿画と刑法史料」(一九四一年)同「中国法制史研究」(刑法)、東京大学出版会、一九五九年、六五〇頁、註(4)。同、前掲「中国社会の『封建』とフューダリズム」一一〇—一一一頁、および一一六頁、註(19)。

(54) 『原文』巡撫部院丁札開、嗣後比責佃戸、不得過滿杖。再重亦僅准枷示而止、不得濫用木籠、致干例議。州縣為民父母、業戸・佃戸、均屬赤子、不得過於殘酷、以貧民性命、為無足重輕。……同治七年十二月 日、通飭。

(55) 『原文』署布政使使、為札飭事。……乃本司訪聞、蘇屬風氣、往往佃欠無多、業戸不特請官比追、抑且以枷号為常事、以致去冬吳江・該縣、有佃戸脱枷自尽之案。甚至有請官收禁者。不思、佃戸尋常欠租、並無重大罪名、焉可輕易收入

圈圍。実堪詫恨。当知業戸錢漕・衣食、皆出于租、而佃戸終歲勤動、除完租外、所得無幾。其聚衆抗租者、原不能不尽法懲辦。如所欠有限、而枷号・收禁、幾致身家莫保。殊非佃之道。該地方官与業主、豈可不設身處地、量其飢飽、以卹其艱辛。合亟札飭。札到該府・州・縣、立即併・軫飭遵照。嗣後、如有業戸送佃追租、務須查明欠數之多寡、情節之重輕、分別辦理、不得仍蹈惡習、妄自枷禁。所関匪細、勿稍玩忽。凜之、慎之。同治十年正月二十三日、通飭。

(56) 『清代職官年表』第二冊、「巡撫年表」一七一〇—一七二頁によれば、丁日昌は同治六年(一八六七)—同九年(一八七〇)の江蘇巡撫である。

(57) 『清代職官年表』第三冊、「布政使年表」二二九〇頁の同治一〇年(一八七一)の江蘇の項には「(?)恩錫」とあり、また当該年前後にも応某の名を見出すことはできない。但し、同、第三冊、「按察使年表」二一七三—二一七八頁によれば、同治八年(一八六九)—光緒元年(一八七五)の江蘇按察使は応宝時であり、おそらくは同治一〇年(一八七一)当時、応宝時が署布政使に任じていたものと思われる。

(58) 仁井田陞、前掲「中国の戯曲小説の挿画と刑法史料」六三九頁、および六四三—六四四頁、参照。なお、小山正明『東アジアの変貌』(ヘビジュアル版世界の歴史11)講談社、一九八五年、二一三頁には「立枷」の写真が掲載されている。

(59) 濱島敦俊、前掲「明清時代、中国の地方監獄」九—一三頁、参照。

(60) 天野元之助、前掲「蘇州の小作制度」一三三頁。同、前掲「解放前の華中農業とその生産関係」三四三—三四五頁。小島淑男、前掲「辛亥革命前後における蘇州府の農村社会と農民闘争」三二九頁、〈補説〉、参照。

(61) 小島淑男、前註論文、三二九頁、および三三六頁、註(8)で紹介された『申報』光緒二年二月一日、「窮佃可憫」には、

蘇之業田者、遇有佃戸欠租、無不送官追比。擊其臀、復枷其項、或三日一比、或五日一比。比時或笞八百、或笞一千、惟業主之所欲。と書かれている。

(62) 「原文」民人佃種旗地、地雖易主、佃戸仍旧、地主不得無故奪佃增租。如佃戸実係拖欠租銀、許地主撤地另佃。倘佃戸措霸、呈官勒退。或地主実欲自種、佃戸雖不欠租、亦應退地。若並無前項情事、而莊頭・地棍、串唆奪佃增租者、敲加治罪。

(63) 「原文」民佃地畝、或因欠租、或因自種原業、撤回地畝之内、如佃戸已蓋房建墳、佔用地基、即文明畝數、令原佃照上等地交租、地主不得勒令遷移、及額外需索。違者治罪。凡佃戸欲於現種納租地内、蓋房葬墳、地主允從者聽。

北大文学部紀要

なお《撤佃條款》は、曹培「清代州縣民事訴訟初探」『中国法學』一九八四年二期、一三八—一九九頁において、道光一年（一八三一）刊『戸部則例』の記載によって紹介された。

(64) 道光一年（一八三一）刊『戸部則例』巻首、に所収された道光九年（一八二九）三月一九日付の戸部の奏文では、計、自乾隆四十一年、至道光元年、先後十次奏請、纂繕成書、頒發各直省、在案。と記されている。

(65) 道光二年（一八三二）刊『戸部則例』より以前の『戸部則例』のうち、わが国に現存するものは①乾隆四一年（一七七六）刊、②乾隆五六年（一七九一）刊、③嘉慶元年（一七九六）刊、④嘉慶七年（一八〇二）刊、の四種であると思われる。なお③は『戸部統纂則例』である。

(66) 「原文」民人佃種旗地、地雖易主、佃戸仍旧、地主不得無故奪佃增租。如佃戸実係拖欠租銀、仍許地主呈官另佃。或地主実欲自種、佃戸雖不欠租、亦應退地。若並無前項情事、而莊頭・地棍、串唆奪佃增租者、審実、敲加治罪。

(67) 「原文」如佃戸寔係拖欠租銀、許地主撤地另佃。倘佃戸措霸、呈官勒退。なお、当該条項(1)の末尾には割註が附されており、「嘉慶七年修纂」とある。

五、おわりに

以上、本稿では、雍正五年（一七二七）に制定された《抗租禁止条例》について、その制定過程および条文内容の分析を行なうと共に、当該条例が明末以来のどのような現実の中から成立し、かつ、制定以後、法規範として抗租の禁圧・取締の面でどのような実質性を有していたのか、という諸点に関する若干の考察を行なってきた。

紳衿の佃戸に対する私刑の禁止と佃戸の地主に対する抗租の禁止とを主たる内容とする《抗租禁止条例》は、その制定過程より見るならば、前者の条項が河南総督田文鏡の上奏から一貫して立法の必要性が主張されていたのに対して、後者の条項は当該条例に法としてのバランスを附与すべく立法の過程で新たに出現したものであり、当初からその立法化が必要不可欠なものとして積極的に推進されたものではなかったのである。次に、条文内容より見るならば、紳衿の私刑に関する条項は、まさに字義通りに紳衿地主という特定の地主層に対してのみ適用さるべく制定されたのであり、地主全般の佃戸に対する私刑の規制を意図したものではなかった。紳衿身分を持たない庶民地主の私刑については、本来的には「威力制縛人律」そのものによって処罰さるべきものだったのである。他方、抗租に関する条項は、抗租した佃戸に対する処罰を「不応重律」の適用によって行なうことを明記しているが、この規定はまさに明末以来の現実をある程度反映したものであると思われる。

《抗租禁止条例》の制定を俟つまでもなく、明末以来、現実には、抗租それ自体は国家権力による禁圧の対象とされていたのであった。基本的には、地主の告訴を受理した府・州・県の地方官による裁判を経て、抗租した佃戸に対

する処罰が行なわれていたが、抗租の案件は「戸婚田土の案」の「細事」として取扱われ、従って、各地方官が自らの裁量によって懲戒的処分（答刑・杖刑）を執行していたのである。また、こうした抗租の処理は、「不応為律」の適用による佃戸の処罰と実質的な違いはほとんどなかったといえよう。まさしく、《抗租禁止条例》という抗租禁止に関する法制定の必要性は存在しなかったのである。なお、この時期、抗租自体が「細事」であることに起因して、当該案件が地方官によって重要なものとは看做されず、しばしば無視されるという事態も現実には存在していた。しかしながら、こうした状況の中から、康熙年間の福建に見られるごとく、「抗租の罪」という認識は地方レベルにおいて徐々に確立していったのである。

雍正五年（一七二七）に《抗租禁止条例》が成立した後、佃戸の抗租を発端とした人命事案に関する中央政府の判決の中に、当該条例に基づく擬律によって佃戸の処罰が行なわれるという事例を見出すことができる。しかしながら、その一方で、全く同様の案件に関して「不応為律」による擬律という事例も存在するのである。中央政府の裁判においてさえも、「細事」に該当する抗租に対してはさほど厳密な擬律が要請されていなかったといえよう。

《抗租禁止条例》制定以後における地方レベルの状況としては、地方官の「当為」として、当該条例に依拠した抗租の禁圧・取締の事例が見出されるものの、一般的な現実としては、抗租の問題が《抗租禁止条例》制定前の段階と同様に依然として「戸婚田土の案」の「細事」として取扱われ、かつ、そうした現実を前提として各々の地域において抗租に対する禁令が出されていた。さらに、抗租が「細事」に属するものであるがゆえに、州県官が自らの裁量に基づいて執行し得る刑罰（答・杖・枷号）の範囲内で、《抗租禁止条例》の規定を超えた禁令（処罰規定）さえも現出させていたのである。こうした点を敷衍するならば、国家権力による抗租の処理において、答・杖・枷号という刑罰に限

定されるとはいえ、佃戸に対するきわめて恣意的な刑の執行という事態はまさに必然的に招来され得るものであったといえよう。

清末という時代を生きた江南の蘇州府元和県の陶煦が、有名周知の『租覈』『重租論』の中で、

夫れ戸婚・田土の事は、定例では丞佐官が専擅しては得ないとある。又た凡そ罪が有る者は、大逆・不道に論らず、皆な訴〔訟〕が容ゆるされている。「それにも拘らず」ただ佃農を追比することに至いたつてのみ、則ち然さうではない。即すなはち或あるえは情笑の原はらねることが可ゆるるきものとして、疾病・死葬の故の如く、「稲を」種こえても擱くわが弗なず、擱くわしても〔収〕穫とが弗なず、「収」穫としたとしても以て納租することが無なず、納租したとしても其の額を充たすことができなことに致なる者が、往往にして有あるであろう。天理・人情を以て之を論まするならば、自みづから宜よろしく其の既往のことを寛〔宥〕にして、其の将来のことを待まちつべきである。何なんとして〔田主〕の訴詞が未だ畢はつてもいいないのに、〔佃農に対して〕刑を行なう令めいが早はやくも下くだつていいるのであるうか。⁽¹⁾

と述べているごとく、本来的には、情理（「天理・人情」という地方官の健全なバランス感覚くわく）に基づいて抗租・欠租の問題は処理さるべきものであったにも拘らず、この時期には、地方官の裁量による処罰という側面が極端に肥大化することによって、地主の告訴と官の処罰（答・杖・枷号）とがストリートに結合した形態で抗租・欠租に対する禁圧が行なわれていた。こうした清末の状況は、まさしく、清末以前の歴史の中で、すでにそのルールが敷かれていたのである。

なお、清代中期以降、中央の判決例および地方の禁令に見られる抗租への對抗措置として、国家権力の強制による佃戸の退佃が一般的なものとなっていた。こうした状況を前提として、地主による退佃という行為に法的保証を与え

るべく、嘉慶・道光の間にいまひとつの法規範として《撤佃条款》が成立したのである。

最後に、《抗租禁止条例》が現実の抗租禁庄という面でほとんど実質性を有していなかった点、および当該条例が現実的な必要性に基づいて制定されたものではなかった点を勘案するとき、たとえ《抗租禁止条例》の存在そのものに清朝国家の地主制に対する理念の端的な表白を見出し得るとしても、当該条例の成立をもって雍正五年（一七二七）或いは雍正年間を画期として清朝国家の性格が「地主制的権力」化したことを指摘することはできないであろう。抗租への対応という側面に限定して述べるならば、《抗租禁止条例》の制定如何に拘らず、明清王朝国家に固有の法制度を前提として、明末以来、国家権力による抗租の禁庄は行なわれていたのである。

註

(1)〔原文〕夫尋常戸婚田土之事、定例丞佐官、不得專擅。又凡有罪者、不論大逆不道、皆容訴。独至追比佃農、則不然。即或情實可原、如疾病・死葬之故、致種而弗耨、耨而弗獲、獲而無以納租、納租而不充其額者、往往而有。以天理・人情論之、自宜寬其既往、待其將來。何乃訴詞未畢、而行刑之令早下矣。

なお、鈴木智夫『近代中國の地主制』汲古書院、一九七七年、

所収の『租覈』訳註、七九―八〇頁、参照。但し、鈴木氏は、当該引用史料の末尾部分を「それなのに、地主たちは、どうして小作農の訴えもきかないうちに、はやばやと小作農に刑罰を加える命令を出してしまうのであるか」と訳出されているが、傍点箇所は「官は」或いは「州県官は」とすべきであらう。

(2) 滋賀秀三、前掲「民事的法源の概括的検討」二八三頁、参照。

(一九八八・五・三一 稿了)

〔付記〕

中国科学院図書館所蔵『臨汀考言』の景照版をお貸し下された名古屋大学森正夫先生に対して、また、史料の収集・照合の面で御援助を頂いた慶応大学山本英史先生に対して、深甚の謝意を表する次第である。